

平成21年9月17日(木曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁 和 子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 美 佐 雄	17番	大 西 章 一	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐賀副町長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐賀総務課長	藤 本 岩 義	税 务 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大方健康福祉課長	矢 野 健 康
佐賀健康福祉課長	大 塚 一 福	産業振興課長	松 田 二
海洋農林課長	谷 口 明 男	大方まちづくり課長	松 田 博 和
佐賀まちづくり課長	中 島 一 郎	会計管理者	野 並 純
教 育 委 員 長	生 駒 進	教 育 長	松 並 勝
教 育 次 長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議事日程第5号

平成21年9月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第25号から議案第33号、議案第35号
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第36号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第45号、議員提出議案第46号

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 36 号 入野漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結について

●議員から提出された議案

議員提出議案第 45 号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について

議員提出議案第 46 号 新過疎法制定を求める意見書の提出について

議事の経過

平成21年9月17日
9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願ひ致します。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

本議会も今日が最後となりましたが、大変お忙しい中、皆さんにはご出席を賜りありがとうございます。

いつも申し上げておりますが、最後までしっかり誠実に務めさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

田辺守君。

4番（田辺 守君）

議長の許しを得まして、質問をさせていただきます。議席番号4番、田辺守でございます。

県管理施設の改良について、質問させていただきます。

今年の5月の2日間、産業建設常任委員会と関係課長、県関係の担当職員合同で、平成21年度高知県への要望現地調査を行いました。要望事項の内容は、県道の改良や河川土砂の撤去、大規模公園内排水口付近の土砂の撤去、海岸堤防の修復等、多岐にわたっていました。そのとき県の当局からは、7月ごろ調査事項を取りまとめて回答をしますという返事がおりましたが、現在に至って回答があるならば、産業建設常任委員長ならびにその視察のときには、たくさんの地元の区長さんや関係役員も同行をしておりました。そういう関係におきまして、地元関係の区長さん、そういう調査結果をですね提示すべきと思いますが、現在に至ってそういう調査結果の報告をしてきましたか。

また、県は国の地方重視策の下、平成21年度当初予算に地域活力基盤創造交付金を活用した県道の整備費、新交付金事業等で、主に中山間地域等の命の道の整備を進めるとあります。6月議会でも町長は地方重視という追い風の今、この機を逃すことなく、全力を挙げて要望陳情活動を自らやっていくと答えてますが、どのような行動をしましたか。

以上、お伺いを致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、田辺議員の一般質問1番のですね、県関係施設の改良についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

議員、ご質問の中にもありましたように、本年5月15日、19日にですね、まあ最近では初めての取り組みですけれども、県道や河川など、まあ県管理施設の改良要望をですね地元要望に基づきですね、区長さんや、まあ議員の協力を得ながら、現地での要望を実施致しました。その項目については6月議会の方でですね、皆さんにお配りしておりますので確認できてるというふうに思っております。

そのまあ回答でございますが、今議員ご質問のとおり、当初7月ごろということで県からもありましたけれども、現在本年度のですね、国の景気対策、大型補正によりまして、県の方も個所付けをですねどこにするかということで、いろいろ検討をしておるようでございます。従いまして、だいぶ遅れまして、まあ最近ですけれども、その回答をいただいております。

今後はですね、この回答をですね書面をもって、ご協力をいただきました地元の区長さんはじめ議員さんの方にも書面で回答したいというふうに思っております。

以上です。2番の方は町長から。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

田辺議員の、県の管理施設、道路等々の要望活動について、私が自らどのような活動をしたかということについてお答えを致します。

冒頭、お断りをしなければならないのは残念ですが、大変厳しく、また重要なご指摘を6月議会にお受け致しました。私自身がそういった要望活動等にですね、または黒潮町内における県事業の計画等、また状況把握に努めて、そういった全力で、そういったこと行動を致しますというようなお約束といいますか、返答を致しました。肝に銘じておるところですけども。言い訳になるかも分かりませんが、一定、当局とですね、そういった機会を持って、あらためて要望するという機会は具体的には持てませんでした。

まあ、そんな中でも、幡多土木の課長や所長には、いろいろお会いする機会がありますので、黒潮町の事情なり、また全般的なお願い等はその都度致しております。また、県の土木部長、あるいは道路課長、公園下水道課の課長等々にも何度かお会いを致しますので、その都度、できる限りそういったお願いもさしていただけるところです。

まず6月議会後ですね、それまでに皆さんのご協力もいただいて、今、質問の中にもありましたけども、カーブミラーの設置等々、小さなものからですね、大きなもの。また、地区からそれぞれ出てきた要望、あるいは町がですね、公園事業等々のように従来から引き継いで要望してきておるもの、そういったもの含めて、町内で105件ほどの要望を、あ、これはその後の追加要望も含めてですが、しておるところです。

まあ今、課長の答弁にありましたように、それに対して最近になって回答をいただきました。それで、まあ7月に回答ということでございましたので、6月議会からすぐに、先ほど申し上げましたように、具体的な要望の機会を課長と相談しながらおったわけですけども、機会を持てませんでした。それで目下ですね、この回答につきまして21年度に対応します、あるいは22年度完成を目指してやりますというような、明確な回答をいただいておる大きな事業等もあります。まあこういったものについてはですね、細部のことはともかくとして、たんびにたんびにお願いするのもいかがなものかというような思いもあるわけですが、いずれにしても、この回答を関係地区の皆さんにお知らせするとともに、これに基づいてもっと踏み込んだ要望をということで、今月末にそういった機会を持つ予定もしております。

まあそのようなことで、一つ一つのことに十分な対応ができたか、あるいはできてなかったという面もあるうかと思いますが、まずは現場の把握、まあこれは県管理の施設だけじゃないですけども、町が今やっております鞭や芝地区での道路の小さな改良ですけども、これも相当の進ちょくを見せております。そういうことの現場的な把握には努めておるつもりです。

それから一部県管理の部分で、大方岡本線で、田辺議員ご存じのように、馬荷で今改良工事が1カ所されています。それから御坊畠の所で近々測量に入る個所もございます。それから河川しゅんせつについては、春の現地視察ですね、現場の状況はつかんでいただいておりますので、どこということではないですが、優先順位に応じて秋口から掛かっていただけすると。また、出口の県道ですね、カーブを3カ所改良の予定がありましたが、県が当初1カ所ということで回答をいただいておりましたけども、地元の強い要望もございまして、3カ所とも測量に入るということになっております。

まあそのようなことで、まあこういう活動をして、どういう結果が出たというふうな明確なことにつきましては、少し、まあ時間をいただいてですね、またご報告申し上げるということになろうかと思います。

よろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

まあ課長、答弁の中で、関係地区の区長ならびに役員、そして議員の方にも回答等を文書にて知らしていただけるということありますので、それは大いに結構でございます。ぜひともですね、早めに文書を配布してもらいたいと思います。

それと町長、6月議会からこちら、自らが要望陳情活動をやっていくと、まあそういうふうに答えた中で、本日の答弁ではですね、やはり素直にその多忙の中、実際、形作ったその県当局の方の要望陳情活動はようせらったという返答をいただきました。そのとおりだと思います。

今、手元に町長の行動記録を持っておるわけでございますが、6月から9月の6日まで、ほんとたくさんの、まあ町長、日々多忙なことがよく分かります。しかるに、町長が素直に県関係施設への要望陳情を正式に行ってこなかつた、まあいろいろの会合の場所で、担当の部長じゃあ関係の課長には要望はしてきたという答弁をいただいたわけでございますけど。やはりですね、あの現地視察のときにも県の担当者からはですね、今この地方重視という追い風の中、地区の区長さんや一議員が単独でその地域地域の事案について要望するではなく、町長が先頭に立って町が一丸となった陳情、要望、そういう強い姿勢を出していただきたい。そういうボールを投げかけられておるがですよ。

今、町長の行動記録を6月から9月の6日までこう見らさしてもらいますと、命の道の県下線、これは黒潮町の中で何路線もあるわけですが、国道の改良に対してはですね、7月の14日、7月の27日、中村の河川国道事務所じゃあ、また、高松の四国地方整備局、まあこういうところには議員ならびに関係者、大挙してそういう要望陳情活動を行うわけでございますけど、県管理の施設、この部分においてはですね、私が思うところによりますと、力が入れる度合い、これが劣っているんじゃないかと、そんな感じが致します。

今、目に付く所で、馬荷の県道岡本大方線ならびに大方大正線、これは加持川、大井川、この部分であります、これは5年も前からですね事業を採択していただきまして1.5車線化、所々のカーブの切り取りや道路の拡幅等々の工事を進めてもらっておるわけですけど、私はこの新交付金事業でやはり個所付けをされておる所の工事の進ちょく、これを進めていただきたいということをですね、再三再四、議会の場、また陳情の場等々で申し上げております。

よく皆さんの方から、加持川、大井川の道も良くなりようね、また、大方岡本線、馬荷地域の道も、よいよ工事が入って良くなりようね、という声を聞きます。しかしだすね、今まで改良が進んでおららった個所ながですよ。今ようやく工事に着手され、重機じやダンプじやいうものが入ってきて、まあ地域は少しづつ明るくなっていますけど、こういう時代でもあります。また政権も代わりました。しかしながら、命の道である、そういう個所の道路改良におきましてはですね、やはり早い進ちょくを望むわけでございます。

また、来るべきその南海地震による下田の口のバイパスの改良の件、この部分におきましてもですね、地元の区長さんならびに役員の方が現地視察のときに、本当に強い要望を出しております。下田の口のバイパス、この部分におきましては、津波対策の避難道としても利活用できるんじゃないかというような地元役員さんの提案もあり、まことそのとおり、納得を致しました。

この部分におきましても、課長の方からは後日文書にて回答があろうかと思いますけど、町長ひとつ、どこぞこの会で土木の部長にお願いをしておると、どこぞこの会のついでに陳情をしておる、こういうことではなしに、やはり国道の改良、この部分に対する熱い思いと同じくですね、県管理施設における部分においても同等にですね、陳情要望活動をやっていただきたい。それもできることならば、関係地区の区長さんならびに役員、また議員の中でも産業建設常任委員会という部会があるわけでございますので、自分たちも一緒になって行動を致します。

この基盤整備の部分においては、やっぱり組織が一丸となって要望をしていかなければ、どこの市町村も本当に強い要望陳情活動を繰り広げております。黒潮町はほんと熱い要望活動をしてくれる、ものを決定するにはお互いが人と人であります。予算のこと、もうろろのことは十分に承知をしておるわけですが、ぜひとも町長の行動、多岐にわたっておりますけど、かまん会に出席をするのを1つ、2つ欠席してもですね、この県管理施設に対する要望活動をですね、強めていってもらいたい、そういう思いであります。

町長、その熱意と自ら行動するいうものをですね、ひとつ有言実行、実行の分をですね、やっていただきたい。いかがですか、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

まず、今の、自らがそういう行動を実際に取ることについて、そう致します、お約束を致します。

まあ、とはいながらでもですね、議員にご指摘を受けたから、形式的にそういう機会を持って要望したと、それで何とかなるだろうというようなものじゃないんじやないかとも思っております。

というのは、まあこの、議員も関係あります大方岡本線の局部改良等にしましても、10項目から11項目ほどの要望をしております。まあその中で、今、1つ、2つ工事をやったりしておるわけですけども、ほかの個所については、まあ21年度の事業の進ちょく具合を見て対応というような回答ばかりというか、得られないというような状況もあります。まあ県が総じて、こうガードが堅いというか、そんな印象も受けるわけです。

まあそんなこともあってですね、我々の方も作戦といいますか、しかるべきタイミングのときに、しかるべき形で要望するということも必要であろうかと思います。議員は今、組織を挙げてというご質問内容でございましたけども、我々町長がお願いするときには、どつかの線をですね特別にお願いするというのは非常に、あれもこれも言いながらどつかの線をというような、まあそれは私なりの判断の優先順位ということもあるかと思いますけど、まあ全般的な話にどうしてもなってしまいます。むしろそういう場合には、地元の皆さんと一緒にですね、ある個所の工事なら工事についてのみ陳情するというような形が有効でもあろうと思います。

まあそんなこともありますので、適宜ですね、そのタイミングに応じたような要望の仕方というものを考えてやっていきたいと思っておりますけども、繰り返しますが、自ら行動するということはお約束を致します。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

長い質問を繰り返してもどうかと思います。

町長の今の答弁を信じて、また、地元の関係区長ならびに役員、また私たち議員もですね、一緒になって行動をします。あえて言いますが、強いリーダーシップで県の管理施設、この部分の改良、こういうもんに気持ちを国道改良と同じく入れていってもらいたい。

思いを述べさせていただき、質問を終わります。返事は要りません。

議長（小永正裕君）

これで田辺守君の一般質問を終わります。

この際、10時まで休憩致します。

休憩 9時 28分

再開 10時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

19番（山本久夫君）

おはようございます。

それでは、通告書のとおり2点について質問します。

1点目ですが、これ厳島防波堤Ⅱの延長についてということでお伺いします。

これは、旧佐賀町の折から度々多くの方が質問されて、こんにちに至ります。なかなか厳しいということで、ご答弁も大体内容は分かる範囲で感じられますけど、まあ今回、近年地震対策のことがよく言われますので、津波対策を含めて何とかこの防波堤の延長ができるないか、まず1回目お聞きします。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

それではお答え致します。

ご質問の防波堤は、佐賀地方港湾の外郭施設として昭和62年に完成した施設で、延長が130メートル、高さが海拔で7メートルとなっております。その後、台風等の被害を受けて2回ほど災害復旧工事をしていますが、延長の変化はありません。

当時の計画段階では、鹿島と防波堤の間だけを航路として整備するため、もう少し長い防波堤を施工する計画したが、漁業者から、防波堤の白浜側については航路として残してほしいという意見があり、協議の結果、現在の長さになったようです。

その後、佐賀漁港側の整備が進む中で、台風などの荒天時において、内港の入り口が南西を向いているために、ちょうど、ご質問の防波堤の白浜側の何もない辺りになり、うねりが直接港の中に入ってきたいる状態な

ので、管理する県に、白浜側は航路としてはなくなつてもいいので防波堤を延長してもらうよう要請を再三致しまして、台風時の波の状態なども確認してもらいましたが、整備する計画はありませんという返事は変わりませんでした。

また、昨年度には部落要望でも出していましたので、県担当課と一緒に現地を回って要望しましたが、協議の結果、対応はできないと断られました。

本年度につきましても同様にして要望をしていますが、防波堤の延長は漁港および港湾事業としては非常に厳しいと思います。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再質問します。

答弁のように、それは十分分かってます。基本的に港湾ですから、その漁港、港湾の事業で漁港を守るということもまずできないと。それと西側にはその航路もあると。しかし、その中でですね、須崎にしろ、宿毛にしろ、大変今はその津波対策ということで、相当な事業費を入れてですね対応してます。

今回、今 130 メートルという既存の防波堤があるわけですから、それへあと延長をちょっと延ばしていただいて、そのためには部落の要望があったように、結局航路へ構造物を造るいうたら大変これは不可能な話で、航路の変更も含めてですね、航路はもういいから、それやつたらこっちへ延長延ばしてですね、財産を守ると。これはおかにいる人命だけに限らずね、港ですから、港湾といえども。やっぱり船を守り、というところもありますんで、そんへんをぜひね、もともとからやると大変な事業費が要るんですが、今言うように 130 メートルの上に足すわけですから、そのへんはもっともっとね、その投資という、比べればね。ケーンソンから造りやあ何百億というような単位で要るかも分からん。しかし、その延長すれば何分の 1 かで済むわけですから、何とかそんへんをですね、防災関係の方から何とかできないものか。いま一度、県に対してですね要望してみるというような、ない。

もう理屈は簡単ながですよ。入り口をふさいだら入ってこんがですから、波は。入り口が開いてるから入ってきゆうわけですから、何とかそんへんをね、県にも要望をしてですね。港湾やからいかん、港湾やからいかん、漁港を守るためににはいかん、航路があるけんいかんということは、もう十分分かってますので。

とにかくその津波対策。人の命と財産を守るために沖に防波堤をちょっと延ばしていただきたいと、そういうような要望ですね、いま一度、県の方へもお願いができるのか、答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

現在の防波堤につきましては、海洋農林課長の答弁のとおりでございますが、津波防災の関係からお答えをさせていただきたいと思います。

何度か本議会の方でも防波堤については答弁さしていただきましたが、本町と致しましては高知県も同じ考え方ですが、防波堤の整備には大変大きな事業費が掛かることから、ハード事業での対応には限界があると考えております。このため、県や関係機関、自主防災組織と連携しながらソフト対策と致しまして、避難を重視しました、避難を中心に、まずできることから取り組むということを基本としているところです。

また、佐賀港は、調べてみると地方港湾でありまして、重要港湾でないことから津波防波堤が計画ができないということでございました。

町としても今後情報に十分注視を致しまして、町負担が少なく有利な事業が出てきた場合、その時点で検討したいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再々質問します。

まあ課長が言う、そのなかなか厳しいと、どっちにしろということですが、とにかくその事業費用対効果といえばね、防災関係にしろ。やっぱりそれは確かに自分らで逃げえ、先に自分の命は自分で守れいるのは、そら聞くんですけど、まあせっかくあるわけですから、あこに。せっかくあるものをもうちょっと手を入れることで安全が確保できれば、そのことはもう、大変こう結果としてはいいものができます。

それで課長が言わるように、今後ですね問題になるのは、じゃあやりましょうとなったときに航路をつぶすわけですので、航路の変更というのは容易にできるもんか、そのへんを再度確認してこの質問を終わりたいと思います。

要は、せっかくできるようになってね、航路になってるからここをつぶすわけにはいかんというような問題が出てくるとですね、せっかくできたことが前に進まないわけですので、その地元漁協とも、地元民と協議が要るとは思うんですが、航路の変更ということは対応できるのかどうか、最後にお聞きします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

お答え致します。

航路の変更につきましては、ただ今の航路はですね、港湾としての航路ではなくって、右側の白浜側でございますけど、使っているのは漁業者の航路でございますので、まだはっきりは確かめておりませんけど、航路としての変更はできると思います。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

それでは2問目を質問します。

19年の6月に、家地川ダムについてということで質問しましたが、そのときはまあ2年前のことですから、まだまだいうことが意識をされてましたが、今回、まあ10月1日ですか、新潟の方から議会の方が、何か家地川ダムのことで視察に来るというようなこともお聞きしています。やっぱり大なり小なり、もうそういう時期的になったかなあと、平成23年の4月ですから、もう1年ちょっとぐらいです。その中で、まあいろいろと、その19年6月から、私が質問してから、家地川ダムについて執行部の方もそれなりの考え方や方向性や、いろいろなことを考えていただいたと思います。

その中で、今回の更新についてですね、この間県が佐賀取水堰（ぜき）に係る専門家会議ということで、その中間取りまとめの報告会を佐賀の総合センターでやりました。そこには多くの管理職の方や職員の方、それにトップの方もおいでて、あの調査をお聞きしたと思うんです。

そうしたことを踏まえてですね、今後、あと1年ちょっとの間ですが、この更新に向かって、どういう対応、取り組みをするのかお伺いしたいと思います。

1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

山本議員の質問に答えさせていただきます。

議員各位もご承知のとおり、佐賀発電所は昭和6年4月に、当時の渡川水力電気株式会社が水利権を取得以来、昭和11年4月に建設に着手、昭和12年12月に発電が開始されまして、78年の間に3回の水利権の更新が行われています。

前回の更新時、平成13年4月ですが、佐賀発電所に特化した検討組織が、知事に、今後の四万十川の在り方について、水、森林資源、生活環境、エネルギーなどの課題に対して、流域関係機関等が主体となり取り組みを検証すべき。これらの目標期間としては10年が適当という答申をし、知事が原則30年の許可期間を10年とするよう国土交通省に意見具申をしたことによりまして、平成23年4月7日までの10年間で更新されました。

また、それに併せて、7月、8月期には、ガイドラインの上限の河川維持流量、毎秒1.13トンをはるかに超える、3倍の3.4トンの知事意見がなされたことで、現在でも全国で例を見ない基準で運用されております。

伊与木川も夏場は水量が少くなり、発電停止等のときには四国電力から連絡を受け、防火水利の影響も考慮しまして消防署にも連絡を入れている状況でございます。70年余り、伊与木川は発電所の放水を得ることで、環境や農業および住民生活が成り立っておりまして、水利権の更新がないと死活問題になると考えております。

このことについては住民意識も高く、先ほど議員がおっしゃられました、6月5日に開催されました専門家会議の中間報告会にも120名の参加者があり、報告書の中に伊与木川の調査記載が少ないなどとの意見が出されました、平成10年から11年度、旧佐賀町が2,500万ほど掛けまして実施しました、伊与木川地下水調査のデータを8月に県からの要請により提供し、現在専門家会議で検討がなされておるところです。

また高知県は、9月7日に佐賀取水堰（ぜき）にかかる検討協議会設置要綱を定めましたので、町長に委員の就任の要請がなされておりまして、9月24日に開会予定の同委員会において黒潮町の意見を述べることになっております。委員は14名でございまして、今井大学名誉教授をはじめ各地区の、旧窪川町、旧中村市、旧大正町、旧十和、旧西土佐の住民代表とか、四万十川の漁業協同組合の連合会会長などを含め、14名の方で構成しております。この委員会には四国電力の委員も当然参加しておることから、今まで以上に情報を共有するとともに、連携を密に致しまして、水利権の更新がスムーズに行われるよう努めていきたいと考えています。

今回、水利権の更新は20年未満となります。100年までは20年ということに、20年の8月の通達で、従前は30年ございましたが、20年までということになっておりますので、最高にいっても20年という、もし更新ができるとすればなると思います。なお100年を過ぎますますと、10年更新ということになってくるようございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再質問します。

まあ課長の答弁を聞きながらこう思うた。まあ従前どおりの、まあこれといって変化のない、まあただ変化があるとすれば、その専門家会議の下にですね、下ということはないんですけど、まあ9月7日には、その検討協議会を立ち上げてやるということですが、もともと立ち上げてもですね、この間のこと、専門家会議の中

間取りまとめの報告を聞いて皆さんがどう感じたか知りませんけど、あの資料いうのは、要はもう堰（せき）直下から椿原川の合流地点までの原水区間に對してですね、平成13年度に約束した河川流量を流すと。放流した結果、今の原水区間と言われている部分で河川環境や生態系がどう変わったかということの調査をしただけの話なわけです。

だから、あの報告書を聞きながらね、十分分かる人は分かったかもしだれんけど、分からん人はさっぱり分からんわけです。その13年、12年ぐらいですか、河川法が変わって、その河川の保全という環境の保全いうのが入ったために、そのことを対応せないかんなったから、そのことをやったわけですが、更新時に。だから、そのことの流れが分からんために、なかなかあの資料を見ただけで、勘違いする人は、これはアユの餌の調査かいなあと思う人もおるわけですわ、実際に。そういう人がおる時点の中で、一番最後の資料の一番最後に、ね。佐賀の伊与木川には大きな影響はないということを書かれちゅう。そのことを読むと、じゃあ発電所が止まっても佐賀には関係ないわというように考える人は多々あるんじやないかと、私は心配しゆうわけです。

だから、次の平成23年度の更新がその約束をしてやったことを、ガイドラインの3倍、7月、8月は3倍流して、ね、やってきた。その結果、23年度のその更新はありきで、じゃあ、その河川維持流量を増やすか減すかという資料に使うんやったら生きてくるわけですが、その中に佐賀の伊与木川のことは何も入ってないわけで、その最後に書かれちゅう言葉で影響はないいうて読んでしまうとですよね、分水しても、せらっても、伊与木川関係ないというようなとらえ方をするんじやないかと大変心配してるわけです。

だから、今言われた9月7日に立ち上げる検討協議会も、その四万十川流域の関係者、ね、漁協の方、これはトップの方が集まってる。これは13年の更新時の状況と何ら変わらんわけで、多勢に無勢なんです。必ず。黒潮町の町長が1人寂しく、隣の四国電力と力を合わせてやるしかないというような状況は目に見えちゅうわけです。だから、その専門家会議が言う資料いうのはうんと大事でね、専門家会議が助言をするわけですから、その協議会に。いろいろ協議をしゆう中で、専門家会議がその協議会に対してそれは違いますよとか、これはこうなってますよという助言をするときに、その助言するところが、ただね原水区間の、こら藻が増えた、アユは分からん、水温が下がった、瀬切れがないなったちゅうようなレベルではね、なかなか納得し難い。

だから、そのことを町が踏まえて検討委員会でいくんやったら、町長もにこにこ笑うて行きようどころやない。かといって、怒っても行けん。かといって、その四万十川流域の人から悪もんになることもないわけで、やはりそこが黒潮町の弱みなん、一番の。直接的に頼めないから。間に四国電力があるばっかりに、その分水も80年こう流しっ放しでね、この中では誰も頼んだ、水がないから伊与木川に、水がないから流してくれいうて頼んだ人は誰もおらん。気が付いたら流れよったがやき、みんな。それは国策でやったとかいろいろ言われますけど、ほんとに罪のないのに佐賀だけが悪もんになることはないと私は思ってます。

あの当時は環境問題が言われて、わいわいわいわい環境やいうて誰でもかれでも環境言いよったらね、佐賀が悪もんで家地川撤去反対いうたら、おまえら環境に優しいないちゅうような次元の議論ばっかりでね、全然話にはならん。幸い今回は、CO₂削減という大きな武器がある。そういう意味ではね、自然環境に優しい、これだけクリーンなエネルギーはないということを胸張って言える。前回はそれを言うても、そらそれよちゅうような感じや。前はほんまに環境でね、環境、環境、四万十川清流いうこととね、環境問題を合言葉に、それだけで撤去になれらあせんろうかいうくらい盛り上がった。

今回はそういうことで、いくら小さい議会であっても、自治体であってもね、今日日、二酸化炭素を一切排出しないし、クリーンなエネルギーをつくる、発電所をやめれちゅうようなね、そういうことには絶対ならんわけで。かといって、それを言えるだけの立場でもないいうつらさがあるわけで、町長、その検討委員会出席されるということですんで、ある程度のことを頭に入れて対応していただかないと、やはり佐賀というのは

苦しい。今は、伊与木川の生態系も河川環境も分水があって今できているわけですから、あれがなくなったら4分の3は放水口から流れよう、四万十川の水は。4分の1になつたら瀬切れどころやない、川がなくなる状態になるんです、伊与木川は。

だから、そうやって考えると、やはりそれなりの対応を持っていかないかんし、意見も言わないかんと思うんですが、町長のそのへんの意気込みというかね、そうしたことをちょっとお聞きをしたいことと、あと、その悪くはないというかね、どうしてもその中途半端なポストにあるわけですから、黒潮町、ほんとに。四国電力には頑張れ頑張れ言わないかんし、他の市町村、流域の関係者の方にはお願ひします言うしか最後にはないと思うんですけど、やはり県に対してもですね、やはり四万十川のその分水を受ける伊与木川は県の管理河川でありますので、四万十川の心配ばかりせんと伊与木川の心配もしてもらわなあ困るわけで、やはり今後ですね県に対して、その専門家会議で調査してやってることがちょっと不備やないか、もっと佐賀の伊与木川について分水があるかないか。

次の更新は先ほど言うたようにね、河川維持流量を増やしたり減したりする申請じゃないわけで、水利権を更新するかしないかの手続きですんで、そのへんを十分踏まえて、その県への要望。それと、町長が検討委員会へ出て、代表として出していくわけですので、そのへんはいかがお考えかお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

ただ今、この家地川のダムの問題、まあ佐賀取水堰（ぜき）の問題につきましては、課長が答弁したような経過でております。

まあその中で、2、3、私の思いを申し上げますと、まず前回の更新時において、大変佐賀の皆さんご苦労なされたということをお伺いもしておりますけども、若干気になることは、旧窪川町とのちょっと摩擦というか、そういうものが若干あったようなことも聞きました。まあ私は、両町の合併ということもありましたが、その、今の四万十町とですね良好な関係ということを、この水利権の更新に向かってですね、少なくともそういう良好な関係というものは築いていかなければならぬと。それから、佐賀の住民の皆さんにしたらいろんな意味で死活問題というような言葉も出ましたけど、まさにそのようなことになるわけで、まずこれは黒潮町民がですね、佐賀の問題というふうなとらえ方じゃなくて、町民全体の問題としてとらえる、そういう機運を起こさないかんという意識をしておりました。

それで、先の中間取りまとめの会にもですね、まず大方の住民がその会に大勢来てくださいというのはなかなか難しい面もありましたので、まず職員にですね多くの参加を呼び掛けて、職員自体がそのことを認識を持たなければならぬと思いましたので、その結果120人中、私の数えたのでは40人、職員が参加してくれておりました。まあそういった思いで進めております。

なお、今回の専門家会議、あるいは検討委員会については議員おっしゃられるように、黒潮町としては非常に微妙な、まあ受け身の立場といいますかそういう状況もありますけども、それなりの場所ですね、本当のこの佐賀地域の直接的な影響、深刻な問題という点をですね訴えていきたいともちろん思っております。

それで、近々四国電力の所長とも、支店長ですか、お会いするようにしておりますし、これは今度の検討委員会の関係しての事前協議ということになろうかと思います。

それから、先の中間取りまとめの、議員言われた最後の部分ですが、非常に読めば読むほどですね、あのページは気になる部分があります。例えば、農業等の用水の利用もですね、だんだん農業が減ってきて、まあ需

要が少なくなっているというような文面もありまして、ほんで、最後にまあそのようなことから影響はないものと思われるというようなくびりになっておりますんで、そこらへんほんとに誤解があつてはいけないというふうに強く思っておりますので、非常に微妙な表現も使わなければならぬかも分かりませんけども、しかるべき場所、しかるべき時期に、しかるべき訴えをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再々質問します。

まあ微妙な立場でということで、町長の方も大変その協議会へ出たらですね、出たで大変苦労されると思います。あとにかく認識というかね、黒潮町になって幸いなことに、13年のときには旧佐賀町だけでしたんで旧佐賀町で、その周りはみんなほんとに敵のように感じるようなくらいのもんでした。たまたま今回、大方町の皆さんと一緒になれまして、その力を合わしてまた増えたわけですが。ただ、状況的にはどうしても多勢に無勢いうのは変わりない、そういう部分があります。

ほんで職員の方も、多くその、ちょっとでもということで参加されたということですが、その、今言うように県に対してね、県に対しての要望について、やっぱりあれをどうやって聞いたか職員の方が、ねえ。あの報告会の中で内容を、どう、どんなに感じて聞いたかというのは、私はちょっと計り知れん、分からんところがあるわけですけど。やはり、あの報告会の内容ではね大変おかしいと、ほんとに。ただ、もう河川維持流量を流した結果だけを調査したということで、ほんとにね、そのある意味ではちょっと片落ちのねやり方やったというように思ってます。

今も言つたように、そのへん専門家会議に対して、町長、そういう調査の、もう少し伊与木川に対する河川環境や生態系、伊与木川の今の実情、そうしたことをきちっと県に対しては言えるわけですから、県に要望するかしないかということだけお聞きして終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

最後の質問にお答えします。

もとより尾崎知事にも、黒潮町にとって大きな課題であると、大変重要な課題であるということは申し上げさせてもらっています。

それで今回の、その中間報告取りまとめのですね内容について、県の方に要望というか、すべきではないかということですが。あのときのですね佐賀の住民、まあ職員も、ゆやあ説明を聞いた部分ではなかなかほんとのことが分からなかつたんじゃないかなと思うんですけども、住民の皆さんからはですね、かなり辛辣（しんらつ）な意見も出ました。まあそれが一番大事な部分じゃないかなということで、職員もそのことは感じてもらつたと思いますし、また我々もですね、そのことを県の方にですね、中間取りまとめのまあ不備といいますか、そういった我々にとってのそういう思いを当然、状況を見てですね、状況といいますかタイミングを見て要望、また報告を申し上げたいというふうに思つております。

それから、先ほどの答弁の中で申し遅れましたけども、四万十町の議会の方で、今年の3月議会で調査特別委員会が設置されました。それでアンケート調査等いろいろなことをしてですね、来年の3月に報告するとのことのようですが、過日、そのアンケートを持ってその委員会の皆さんにおいでられました。でまあ、そ

のときにもいろいろお話をしまして、こちらの思いも申し上げたわけですが、まあ総じてですね、あまり厳しい印象というには感じなかったわけですけども、ただアンケートの内容が、あくまでも四万十町議会の調査特別委員会ということであるからということでしょうか、対象がですね、旧窪川町、十和、大正、この3つの地域の皆さんを対象に、専ら四万十川のことについての内容でした。

ほいでああ、そのアンケートをですね私に答えと、まあ漁協とか、どつかそういったとこにも行ったかもしませんけども、ちょっとよう調べてないですが。その、私が答える内容になってないような内容でしたのでちょっと戸惑いましたけども、十分考えて一応送付さしてもらいました。まあそれだけを見てもですね、我々非常にその受け身の状況であるなというふうに思っております。

ただ、受け身とはいってもですね、四国電力に対しての要望なり、また、先の議員の言葉じゃないんですけど、頑張ってくれよということは言えますし、それから、かっての更新時にですね、いろいろ運動された皆さんその後の動向等、いろんな情報入手にかんしてはですね、積極的に行行動もできると思いますので、引き続きそういう情報の収集も含めて慎重な対応でいきたいと思っております。

以上です。

(山本議員より「専門家会議への要望というのは、佐賀の調査を」との発言あり)

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

直接、専門家会議の方はですね、直接言う機会がございませんので、県の担当を通じてですね、当然、佐賀地域では、従前その10年、11年に調査したデータもありますので、それを見せながらですね、県が来られたときも簡易なパンフレットいうのもありましたので、それを見せながら、このことを言うてほしいと。

実質的にはそのときの調査においても、水を止められたときには、ちょうど調査の期間中に3回ほど水を長期にわたって止めたときがあったようです。そのときの調査によりますと、地下水がやはり20センチから50センチぐらい下がると。そういうことで、上分のハウスの付近もですね、その水止めたときには、渴水期のときには、ちょうど50センチぐらいもう一度打ち直さないと水が上がってこないという状況もありましたと、そういうところをきちんと調査をして、やっぱり報告書の中には反映してほしいという旨を伝えてほしいということで、そのことはこの間も確認しましたら、伝えましたということでございました。

まあ、いろんな機会があるごとにですね、県担当を通じてですね、そういうことに努めていきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

これで山本久夫君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第2、議案第25号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてから、議案第33号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてまで、および議案第35号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

総務常任委員会に付託されました2つの議案、29号、一般会計補正予算のうち、歳入全部と、歳出のうち、2款総務費、9款消防費。第2表繰越明許費、第3表地方債補正と、議案第35号、黒潮町長等の給与及び旅費

に関する条例の一部を改正する条例について、について審査をさせていただきましたことについて報告を致します。

去る9月10日午前9時より12時30分まで、第3会議室におきまして、委員1名欠席の6名で、町長をはじめ所管課長ならびに係に同席を求め説明を受けました。審査しました内容につきましては、執行部から説明があった部分は割愛し、特に説明が必要な部分についてご報告をさせていただきます。

まず、議案第29号、一般会計補正予算の歳入からご説明致します。14ページをお願いします。

14ページの、10款地方交付税につきましてです。今回、執行部から説明がありましたのは、地方交付税の総額が決定したということでございました。34億8,853万7,000円に決定されました。今回、9月補正で802万2,000円を補正致しましたので、地方交付税の保留分が8,851万5,000円となります。この保留分につきましては、12月、3月において補正で調整をするというご報告がございました。

続きまして、12款の分担金及び負担金です。これにつきましては、1目の農林水産業費負担金がございます。説明の方に、地域農業整備、それから入野漁港、単独災害とございますが、上から10パーセントの受益者負担率と、それから入野漁港については4パーセントの受益者負担、単独災害については25パーセントの受益者の負担になるということのご報告をいただきました。

続きまして、14款国庫支出金です。こちらの方の1目の民生費国庫補助金につきましては、説明のとおりでございます。その下の2目衛生費国庫補助金につきましては、説明の所に感染症予防事業費等国庫補助金とございますが、これは国からの100パーセントの補助で婦人がん検診等の推進に充てられる費用でございます。

続きまして、15ページです。15ページの、3目総務費国庫補助金につきましてご説明を致します。

この説明の部分を見ていただきますと、農山村活性化プロジェクト支援交付金というのがございます。これは情報基盤整備事業に充てられる、国3分の1の交付金です。

続きまして、その下の、経済危機対策臨時交付金につきましては、ご説明がありました1次補正に係る交付金でございます。

その下の、地域情報通信技術活用推進交付金。これにつきましては100パーセントの国庫補助でございますが、後ほど室の方で皆さまにお配りした資料でご説明致しますが、ユビキタス構想推進事業に充てられる交付金です。

その下の、公共投資臨時交付金につきましては、町が実施する公共事業に対しての国の補助裏の90パーセントが補てんされるというものでございます。

その下に行きまして、4目の農林水産事業費国庫補助金につきましては、説明の所にございます、農地等整備保全推進事業費補助金ございますが、こちらの方で、白浜、加持川、鞭の水路、不破原等に充てられる事業費となっております。

その下の、入野漁港地域水産物供給基盤整備事業費補助金につきましては、入野漁港に対する国2分の1の補助金です。本来ですと、この補助金の場合は30パーセントの県の継ぎ足しが発生する事業費でございますけれども、今回の県の補助金については、上のですね、先ほどご説明しました経済危機対策臨時交付金の方で充当されているので、今回予算としては挙がってまいりません。

それからその下にございます、耐震改修モデル事業国庫補助金ですが、これについてはハザードマップを作成するという100パーセント国との補助になっております。

続きまして下の、県の支出金に移ります。

県の支出金、1目総務費県補助金につきましては、説明の欄の、市町村情報基盤整備事業補助金がございます。これは、県が20分の1という形で補助をいただける事業ですが、当初、予算で挙げてました3億に対する

20分の1の補助金になっております。ご説明にありましたけれども、これはいったん基金に積み立てて、後年度補助金として使用するという形になっております。

2目目の民生費県補助金につきましては、説明のところにございます、地域生活支援基盤強化事業費補助金。これは、障がい者の自立支援のシステム補修料として定額補助を受けたものです。

その下にございます、介護保険特別対策費補助金。こちらにつきましては、4分の3の県の補助金になっております。老人福祉施設の入居者の負担を軽減する分に充てられます。

その下の、労務費県補助金につきましては、緊急雇用創出臨時特別基金事業費補助金、100パーセント県からの支出となります。

次のページ、16ページをお願いします。

こちらの方の16ページの、5目農林水産費県補助金につきましては、説明の方を見ていただきますと、中山間地域集落営農等支援事業費補助金でございます。これは、米・米メクラブの方に補助をする158万8,000円となっております。

その下、産業振興推進総合補助金につきましては、減額の200万となっておりますが、これは加工施設の設計委託を減額したものとなっております。

その下、農業誘致利用支援整備事業費補助金。これにつきましては、先ほどご説明しました、加持川、白浜、それから鞭等の水路ということをご説明しましたが、それの補助裏の県の補助金になります。

それからその下の、4節の林業費交付金になりますが、説明の方の、森林整備地域活動支援事業費交付金につきましては、森林組合への交付金になります。

その下の、水産費の補助金ですが、水産基盤施設等整備事業費補助金につきましては、佐賀の魚礁20基に対応されるものです。

その下の、漁業経営構造改善事業費補助金につきましては、上川口、伊田に充当するものです。これは、築磯の事業に充当されます。

それから、環境生態系保全活動支援事業につきましては、漁場の保全事業に充てられるものです。

それから、佐賀地区漁業集落環境整備事業費補助金につきましては、公共事業交付金で充当するものになりますので減額となっております。

それからちょっと飛びまして、17ページの町債の部分につきましてですが、今回、1目の総務費で情報基盤整備事業債が挙がっております。これにつきましては、合併辺地過疎債を充当するものですが、これは対象地域によって分けられているというご説明がございました。あとは説明のとおりでございます。

では、続きまして、歳出の方をお願い致します。18ページです。

18ページの、2款総務費、11目情報化推進費についてご説明させていただきます。これにつきましては、皆さまのお手元の方に資料を配布しております。ご確認ください。

この13節の委託料ですが、ナンバー1の資料をご覧ください。こちらの事業につきましては、事業名が、黒潮印体験サービス事業となっております。これは、100パーセント国からの補助という形で出された事業でして、ユビキタスアウン構想推進事業の概要としてお配りしております。

この事業の内容と致しましては、少しご説明を加えさせていただきますが、情報発信と災害時にライブカメラを利用するということを考えて進められている事業です。この事業の内容と致しましては、ウェブ、それから録画サーバーの購入、それから定点カメラ、それから衛星携帯電話、ライブカメラ、マルチクライアント式ライブカメラシステムの構築、それから人材育成費、それから周知費ですね、それとテレビ会議のシステムという形で経費の方が出ております。

特に地域に関係があるということについて言いますと、衛星携帯電話の購入を9台考えているということございました。この9台の衛星携帯電話につきましては、南部、馬荷、蜷川2カ所、伴太郎と米原、それから熊野浦、鈴、拳ノ川、加持川、湊川に設置をしたいと考えているということです。これは、緊急時に中山間の方々と連絡が取れるようなシステムとして購入を考えているということでございました。

続きまして、19ページの公有財産購入費ですが、これにつきましても、今のライブカメラをつける場所を購入することが必要な場合には、この予算で対応するということです。

それから、13目の情報基盤整備事業についてご説明をさせていただきます。これにつきましても、資料をお配りしておりますのでご確認ください。この資料につきましては、資料2をご確認ください。

質疑のときに資料の請求をされておりましたので、執行部の方にお願いして提出していただきました資料でございます。ご覧いただきましたら、年度が19年から23年の年度別に、内容、それから施工範囲等を示した表になっております。

今回、私たち総務に付託されました内容につきましては、中ほどの、21年度9月補正前倒し工事実施という部分でございます。この部分についての事業としてはご説明がありましたので、まあ繰り返しになりますが、伝送路の設置、それから2次拠点施設、それから施工管理の実施予定という形の予算になっております。

執行部の方からご説明いただいた内容を少し補足説明させていただきますと、19年の基本設計のときにはですね、図面上のものなので実施計画を行ってみないと、確実な数字、工事内容は明らかにならないということでございました。そして20年度、実施計画を挙げておりましたけれども、仕様書の作成であるとか、それから、この事業を委託するに当たってのプロポーザルといって、各業者さんから出してきた企画内容を検討するのに時間がかかったりということで、皆さんもご承知のとおり、この事業費は繰り越しとなつて、本年度、平成21年10月から22年3月の予定で実施されているということでございます。この事業は、基本的な実施計画が9月30日までの期間で挙がつてまいりますので、そのときに詳細な計画が分かってくるというご説明をいただきました。

それと、この情報化基盤推進事業につきましては、委員の方からも少し意見が出ております。

といいますのは、なかなかこの事業の運びが分かりにくいことで、住民の皆さんにご説明するのに非常に戸惑っているという委員の意見がありました。その内容と致しましては、まあ事業の流れがもちろん分からないということでございますけれども、住民の皆さんは非常に不安を持っていて、その不安をどのようにこう解決していくべきかということで困っているというご意見がございました。町執行部としては広報等でも情報を流しているので、そのあたりで手だてはしているということでしたけれども、住民の中には具体的に、テレビの購入はどうしたらいいのか、それから、各家庭にテレビというのは今1台ではございませんので、その数台あるテレビについてどのような購入を考えたらいいのか等々の細かい不安があるということが出されておりました。

そして、そのテレビの購入につきましては、22年のケーブルテレビのデジアナ変換ということが計画されておりますので、第6次の中間答申を受けてこれが可能になれば、全部テレビを買い替えなくても各家庭で一定の期間見えることができるかもしれないということでございました。このことについては、もしこれが実現可能ということになれば、町も率先して進めていきたいというご答弁がございました。

以上、情報基盤整備事業についての委員の意見等々を添えて、報告を終わらせていただきます。

次に、27ページをお願い致します。

27ページの消防費につきましては、ご説明がありましたので皆さんの方でももうご承知のことかと思いますが、1目の常備消防費でございます。これにつきましては、高規格の救急自動車の購入に充てられるということ

とです。ちなみに、排気量 2,700 cc の高規格の救急自動車を購入するということでございました。これは黒潮消防署に対して、町の方が負担をして支出するということになっております。

それから、その下の小さな数字なんですけれども、3 の消防施設費でございますが、使用料及び賃借料、14 節の賃借料ございます。これが国有林野土地使用料となっておりますが、これにつきましては、今まで国有林の中に公共施設の防火水槽があったのですけれども、これはあかつき館のすぐ横にあるものということですが、今までこの賃借料というのは発生しておりませんでしたが、林野庁の方から通達があり、それについては使用料を徴収するということになったそうです。ですから、今、黒潮町は防火水槽がある部分、28 平方メートルについて 6,000 円の年間の賃借料が発生するという形になりました。

そして、その下の 4 の防災費につきましては、またお手元の方の資料 4 をご覧ください。

お手元の方の資料 4 ございます。このような形で防災のマップを作成するということになっております。これにつきましてはご説明がありましたので、まあ再度の説明はあまり致しませんけれども、全地域はなかなか難しいので、特定した地域をですね作っていきたいということです。（議場より何事か発言あり）ありますか。地域を特定して作っていく分と、それから町全体のものを作つて、5,700 枚、各地域、全町民に配布をしたいということでございます。

それから、あと、ちょっと戻つていただきまして、10 ページの地方債補正につきましては、委員の方から意見が付けられました。

委員の方からは、これから公共事業の大型な事業が増えていくことによって、町の方にも大きな事業がかさむことによって、こうした地方債等を借りることが多くなると思うけれども、特にこういうことについては注意をして、細心の注意を払つておいてほしいという意見がございました。そのことをご報告させていただきます。

以上が、一般会計補正予算についてです。

引き続きまして、議案第 35 号の黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての審査報告を致します。

これにつきましては、町長からの和解案の内容についてのご説明をいただきました。内容は皆さまのご承知のとおりでございます。で、この件には質疑のときに、町長がこのような責任を取る必要があるのかという質問がありましたので、このことについても委員会の中で審査を致しました。

町長には、旧佐賀町で発生した事件ではありますけれども、このことの和解であったとしてもですね、行政の継続性という方向から見ても管理責任が発生するという委員の意見となりました。で、その理由としては、前回の贈収賄に係る事件については一定決着を見ている、その責任を取られていらっしゃるということでしたので、このことについては決着しているということについて委員も認識しております。

そして、今回の件につきましては、原告から訴訟がありましたので、このことによっての和解。そしてその中に、町長の方も陳謝をしたという文言がございますので、これは職員に対する町長の管理責任が問われるという判断を致しました。そのことによって、この議案についても、本委員会としては採択することと致しました。

以上、総務常任委員会に付託されました一般会計補正予算と、それから、35 号の黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのこの 2 つにつきましては、可決するものと致しました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

一般質問でもいろいろ取り上げて質問をした内容ですが、この総務委員会に付託された審査の内容の中で、これまでと違って著しく、この公債費がまあ伸びてきているわけ。まあ一応総務委員会では、今後はまあそこらも留意したいわゆる執行部の考え方で、まあできるだけこの公債費の伸びの問題についても十分留意した財政運営をということで要望があったらしいですけれども。これ、どんどんどんどん公債費を借り入れて、良質起債だからということで借り入れて、まあ全体的にはまあ今年度93億という、シミュレーションからいうと幅25億くらいの伸びになっている。

そこで、公債費の伸びが今度の補正予算でも、わずか4億8,090万8,000円の追加ですが。この中で、公債費が含まれているのが、わずかこの4分の1ですか、1億。

（総務常任委員長より「すいません、何ページでしょうか」との発言あり）

（議場より「それ、今言いようがは、支出の話と違うがです」との発言あり）
え。

（議場より「歳入」との発言あり）

だから、そういう形でこう伸びてきているわけで、その公債費の伸びに対してね、いわゆる財政運営上かなりこの、まあ危惧（きぐ）する問題があると思うんですが、そこらあたりの審査はされたのか。まあ簡単に言うと、まあそういうことですが。

それから、9ページのこの繰越明許、これが1億3,700万。まあ、いまだかつてこんな繰り越しを、大掛かりな繰越明許というのはなかったはずです。これについてもまあ、先のいろいろ一般質問の中でも指摘をされてきましたが、この内容について、今後これ、この来年度あたりこの年度こかして、これ繰越明許をしました。これ実施できる見通しがあるのかどうか、まあここらあたりについてまずお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

まず、先の公債費の件につきましてはですね、先ほど付託の意見を付けたと思います。

委員の中からもですね、こういうふうに大型化になっていく公債費については懸念があるということでご意見をいただきました。それは執行部の方にも重々お伝えしたつもりでございます。

9ページの件でございますが、9ページの件につきましては、執行部の方から説明をいたしましたので、特に本委員会としては問題になることはございませんでした。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まあ、公債費でもご承知のように、この情報のまあケーブルテレビの件で、大体2億円のまあ持ち出し、2億円に対して1億1,000万の公債ですか、になっておるわけ。これ、その一応財政運営について、今後も大掛かりな形でどんどんどんどんこう伸びていく傾向にあるわけですが、そこらあたりの内容について、まずその委員会審査の中ではこれ以上の公債費の伸びというものが、まあ今後の伸びとしてどういう形で出てくるのか、そこらあたりの審査をしなかったのか。

まあ13億7,630万の既決予算について、15億5,360万の公債費に今度の補正で急きよ伸びているわけですね。そういった、今後さらにそれ以上にどんどんどんどん伸びていく可能性があるんですが、そこらあたりの審査について。

それから、この繰越明許の問題についてはですね、これは立ち退きを迫られている住民に対する、かなりのこう犠牲が強いられる内容が含まれていると思う。そこらの点についても審査はしなかったのか。

その点についてお願ひします。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ただ今の竹下議員の、情報基盤整備についての公債費の比率の伸びについてですけれども、この件につきましては何度がご説明があったと思うんですけれども、実施計画がきちんとできてみないと、最終的にその予算の割合というものがきちっとできてこないというご説明がございました。私たちも非常に委員の中でもそれは心配はしておりますけども、まだ不確定な部分がある段階ですので、具体的な数字等、それから公債費についての審査というものは、今回の委員会の中では致してはおりません。その実施計画の結果を待ってですね、ということで、本委員会の方は説明を聞いた段階でございます。

それと、9ページの繰越明許費についての件ですけれども、本委員会としてはこの事業の内容についてまで深く担当する委員会ではございませんので、どちらかといえばですね、産業建設常任委員会の方で深く議論をされていることではないかと思いますので、委員長の報告を待ちたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この報告で、議決結果がまあ可決になっておるわけです。

この、今の委員長の報告で、議決結果がまあ可決になっておるわけ。

（総務常任委員長より「35号、35ですかね」との発言あり）

いや、29。

（総務常任委員長より「29、はい」との発言あり）

補正予算の分です。これは全員、賛成じゃったのかどうかというのが1点と、それから先ほどの説明で、ハザードマップの特定地域という説明がありました、その特定地域いうのが、まあどことどこというように分かれているのかどうかいう件と、もう1点、これは質疑じゃないですが、資料の2番の下の数字が工事本体計で1億6,000万いう数字になっちゃう。これ、印刷のミスやと思うがですけど、16億やおうと思うがです。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

まず、マップの地域でしたね。

（明神議員より「はい」との発言あり）

マップの地域、ごめんなさい、お聞きしてたんですけど。

ちょっと待って、ちょっと休憩してください。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11時 10分

再開 11時 11分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員長（坂本あやさん）

すいません。今ちょっと確認させていただいたんですけど、私の方の説明と認識不足がございまして、説明の方が少し変わりました。訂正させてください。申し訳ございません。

ハザードマップの資料を見ていただきましたら、この各全地域の中でこういうマップを作っていくということなんですが、その中に各集落を、鞭とか浮津とか王無とかいう形でまとめて、その全町のパートごとにですね作っていって、全町民に配布するということだそうですので、特定の各地域、どこどこのものを作るという形ではないということでございました。大変失礼致しました。

それとですね、今、ご指摘がございました、資料2のトータルは間違っております。すみません。また訂正するように申しております。ごめんなさい。

それでよかったですかね。

（明神議員より「全員が賛成やったかと」との発言あり）

ごめんなさい。失礼しました。

29号につきましては1名反対がございましたが、可決と致しました。

以上でございます。失礼しました。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

そのハザードマップ、これ、野市とあれのがよね。吉川村のね、この資料としてもうたあのがで、まだうちにはこんなもんはまだ作っていないわけですかね。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

すいません。このハザードマップの方は、野市と吉川の（明神議員より「吉川村」との発言あり）ものをお借りして、こういうふうな形のものになりますよという説明の資料ですので、黒潮町のものではございません。資料として付けさせていただきました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

質疑ではありませんが、ちょっと先ほどですね委員長の発言の中で、縹越明許についてのお話がありました
が、ちょっと気になりましたので、一応、一言言わせていただきます。

縹越明許はですね。

議長（小永正裕君）

今、質疑の時間でございますので。

(下村議員より「はい、分かりました」との発言あり)

説明は別のときにしていただいたら。

(竹下議員より「質疑でかまなあえ、質疑としてあれせなあ」との発言あり)

(山本議員より「質疑したらええわ」との発言あり)

(下村議員より「そうですね。その質疑の、ちょっと構いませんか」との発言あり)

議長（小永正裕君）

質疑ですか。

(下村議員より「はい、質疑です。はい」との発言あり)

はい。下村君。

15番（下村勝幸君）

その縁越明許はですね、一応、産業建設の方でですね詳しくやってほしいという話でありましたが、この件についてはですね、やはり総務委員会への付託ということですので、総務委員会ですね、この縁越明許がどうなっているかということを、所管のですね、方に、課長に来ていただいて確認をしなければですね、この部分はできないことだと思うのですが、そういう認識はなかったんでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

先ほどもご説明致しましたけど、本委員会の方では、この縁越明許について特に議論はございませんでしたというご報告をさしていただきました。ですから、そういうことについて本委員会として特別な説明を受けるということは致しておりません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

(議場より何事か言う者あり)

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

それでは、産業建設常任委員会に付託されましたものにつきまして報告致します。

まず、議案第25号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、議案第26号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、議案第29号、平成21年度黒潮町一般会計補正予算についての歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費。議案第32号、平成21年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、議案第33号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についての全5議案を、去る9月10日午前9時から午後3時まで、本庁3階の第3会議室におきまして全委員出席の中、関係課長および関係担当職員の出席を求め委員会審査を行いました。

それでは、その議案審査の結果につきましてご報告致します。

なお、いつものことですが、本会議で質疑等が行われなかつた部分や、委員会で議論の中心となつた所を中

心にご説明致します。

まず、議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定については、本会議でもかなり詳しい説明がありましたので、それ以上のものは特にありませんが、幾つか質問の出た部分がありましたので、その点につきまして 3 点ほどご報告致します。

まず、企業債についての質問がありました。これは決算書の 30 ページから 33 ページ、ご覧いただきたいと思います。

これをですねご覧いただきますと、当然のことながら、かなりの回数にわたって起債をしていることが分かります。この中で特に金利、右の方にありますけど、利率の部分に注目すると、現在の市場金利に比べて金利が非常に高い時期に起債していることが分かります。これについて、例えば繰上償還や借換償還はできないのかと質問がございました。当然、誰もが思う疑問ですが、これにつきましてはやはり残念ながら、政府資金や公営企業金融公庫等の政府系から融資を受けている分については、全国から多数の要望が出ているそうですが、それは許されていないとのことありました。

次に、給水未収金について質問がありました。これにつきましては、監査委員からの審査意見書をご覧いただきたいと思います。8 ページに、見ていただけますか。

8 ページ、この部分に、給水未収金の一覧が掲載されております。ここには、平成 16 年度残分からの未収金の滞納繰越分が記載されておりますが、これを見ていただければお分かりいただけると思いますが、長期滞納者への給水停止通告や、給水停止による収納効果が大きく、職員の徴収努力の跡がうかがえます。ただし、平成 20 年度の決算上は、簡水と上水が統合されたことにより、結果的に増額となっております。で、一番下の方の 3 段目の所に合計の部分がありますが、ここの金額の推移を見ていただければお分かりいただけると思います。

そして、一番議論となった部分が、いわゆる設備した給水や配水の設備の減価償却費の扱いです。一般的な会社の会計の場合、現在のような経済状態ではなかなか厳しいのですが、減価償却したものは基本的に次の設備交換時期のために積み立てをしていきます。そんな中、この水道会計の場合、こうした方法は取らず、減価償却した費用は資金繰りの中で運転資金として運用されています。この仕組みについて異論が出ましたが、この運用方法については法的に問題ではなく、行政の場合これが一般的に行われているとのことでありました。これにつきましては、産業建設常任委員会としても、もう少し今後も勉強していこうということになりました。

このほかには特に意見はなく、本決済につきましては全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてですが、これも本会議で説明のあったとおり、農地有効利用支援整備事業や、国の経済危機対策等に絡んだ新規事業追加に伴い、それに該当する受益者団体から分担金を 10 パーセント以内で徴収するものであります。なお、この 10 パーセント以内という分担金は、県単事業の、こうち農業確立支援事業の土地基盤基礎の農道、用排水路の賦課率に合わせており、適当なものであるとの回答をいただいております。

また、このほかには、受益者団体の定義であるとか、この条例が適用になる人たちの範囲等の質疑がありましたが、特に議論となることはなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算については、予算書を基にご説明致します。22 ページ、ご覧ください。

22 ページ、5 款労働費ですが、ここではすべての節について細かく内容をお聞きしました。が、この予算審議の中では、どちらかといえば予算の組み方について質疑が集中しました。その内容は例えば、労働費という

款の中に教育委員会の費用があつたり、まちづくり関連や産業建設関連の費用が混在するような形で組まれてることに対する質疑であります。これについての回答は、今回は国の補正の中で臨時的な雇用支援という名目の下に組まれた予算であり、そのために特徴的な意味をもつて、この 5 款にすべての労働費関連をまとめたということでありました。

次に、その下の 6 款農林水産業費ですが、前議会で問題になりました、6 款 1 項 3 目 13 節の委託料の 300 万円は減額となっております。これにつきましては、次年度しっかりした計画をもつて、あらためて組み直される予定になっております。

次に、少し飛びまして 25 ページ、一番上の 15 節の工事請負費の 2,050 万円ですが、これは一般質問でも取り上げられておられましたが、イセエビの刺し網漁等のために、エビ礁を上川口と伊田の沖に投石するものであります。これにつきましては、投資対効果が出せる漁港ということで、この 2 力所が選定されたということでありました。委員からは、エビ礁を設置する場合、地元の漁師の意見をきちんと聞き、本当に効果の上がるよう設置してほしいという意見や、次回は佐賀地区への拡充も考えてほしいとの意見が出されました。

次に、その下の 19 節負担金補助及び交付金の中の補助交付金の、水産基盤施設等整備事業補助金の 283 万 5,000 円ですが、これは佐賀地区の中層魚礁を 20 基設置するものです。狙う魚は、ブリ、ヨコ、ヒラマサ等の青魚を中心としています。

次に、その下の 3 目漁港漁場整備事業費のうち、13 節の委託料、ストックマネジメント調査費等、業務委託の 600 万円ですが、これは現有施設の保全計画を立てるための事業調査を行うものであります。今年度は町有の管理港であります、灘、鈴、入野の 3 港で行います。

次に、その下の 7 款の商工費ですが、利子補給としまして 7 万円が組まれています。佐賀地区の縫製工場 2 社が対象のことですが、ここにつきましては、使用料を減免しているとの報告と、従業員は両社で 75 名程度の雇用を確保しているとの説明がありました。

次に 26 ページ、8 款の土木費ですが、これは本会議でも説明がありましたが、本補正予算では佐賀地区で行われています、まちづくり交付金事業の中の宅地造成の部分を中心として予算の組み替えを行うものであります。

まず、13 節の委託料が 200 万円減額となっておりますが、これは当初、業者へ委託する予定であったものを、担当レベルで対応することにしたことによる減額補正になっています。

次に、15 節の工事請負費の詳細につきましては、本会議でも説明がありましたし、一覧表も配布されておりますので、ここでは省略致します。

次に、17 節の公有財産購入費の 97 万 7,000 円ですが、これは宅地造成に伴いその残土を処理するために、パイロット近くの山林を 6,508 平米購入するものです。

次に、1 ページ飛びまして 28 ページ、11 款の災害復旧費の 100 万円です。これは、農業に使用する水路や農道等に対し、町単独で実施する災害復旧費です。ですが、現予算を今回使い切ってしまったので補正するものであります。

以上、本補正予算につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてですが、これは減額分を合わせ、合計 831 万 5,000 円を補正するものであります。この内容ですが、これは 2 つの事業を行うための費用になっています。

まず 1 つが、浮津の海水浴場方面へ配管を引く工事分です。75 ミリの配管を 150 メートル敷設する予定になっています。そして同時に、このエリアには消火栓がありませんので、それを 1 基設置する予定になっています。

す。

そして、もう1つの事業が、加持から大方橋川や馬荷方面へ水を供給するために、現在は150メートルの高低差を1台のポンプで対応しているわけですが、このポンプは特注でありますので万が一故障すると代替機がなく、この地区の方たちに大変な不便を掛ける恐れがあります。今回それを防ぐために、途中に中継池、中継の池です。それを設けまして、2台のポンプで対応するように変更するものであります。これにより、万が一事態が発生しても、市販のポンプで対応が可能となります。これにつきましては特に意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後の議案第33号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定については、現在、この施設の年間売り上げが1億300万円程度、また現在は3人の方の経営体制にあるそうです。さらに、厳しい経営状態の中でも、当初使用料の年間84万円から、現在は年間42万円に減免された使用料はきちんと納付されているとのことでありました。本議案につきましては特に異論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全5議案すべてが、全会一致により認定および可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

26号の所で、ちょっとお聞きします。

10パーセント以内とした、その根拠はどこにありますかね。適当なものであるという、そういう回答であつたということやけんど、何をもって適當なものというのか、これはちょっと理解がしかねますが。

合併した当時ね、佐賀の方は非常に急傾斜なんか安かったがですよ。急傾工事の負担金というのは。合併してしまったら、いつの間にか高くなってしまった。確かに、議会を通してますのでね、勝手にやったわけではないんですけど。たくさんある条例の中へ押し込んでいかれたら、分からんときに上がってしもうちょうわけね。

だから、今回似いたようなことで、これ10パーセントが適當と言うたいうことやけど、その適當という根拠ね。これ、どこにあるのか。

それから、ちょっと待ってもう1つ。29号ですね、マイナス300万委託料、やってますが。これはね、町長がね、大変、力入れちゅうことなんですね、加工を進めないかんという。私もそれには、そのとおりやっていたらいいなあと思うんですが、当初から3カ年間でやるという予定や、いう説明があったんですね、委員長は前に。で、その場合ですね、3年間の計画というものはもうできちよかなあいかんがですね。で、その三角300万するのはいいんだけど、この本件についての計画というものは全然示されてないですね、3カ年分は。そのへんは、12月にでも出すようなことになりましたか。

そのへん、話なったかどうかお聞きします。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

まず、分担金の根拠でありますか、これは、今ご説明しましたとおりなんですが、分担金は県単事業の、こ

うち農業確立支援事業の土地基盤整備基礎の農道、用排水路の賦課率に合わしているということの説明がありました。で、その中で、その 10 パーセント以内ということをしているということで、我々もですね、この 10 パーセントの根拠について聞いたわけですが、こういう回答があり、それはまあそういうことであればそれで良しということで、特に異論はありませんでした。

それから、300 万円減額にかんするところの、その 3 年間の計画ということのお話ですが、今回、委員会ではですね、矢野議員が言られたような、その計画を示すとかですね、いうところの具体的なお話はですね、ありませんでした。というのが、前回お話ししたように、あらためて次年度ですね、こらへんの部分については組まれるということを皆さんの中でも想定している部分があったと思いますので、このあたりがなかったと思うのですが、ということです。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

最初の 26 号ですが、その県が、要綱、要領が、例えば 10 パーセント以内とするものとするというような定めがあつたら、それでまあ分かるんですよ。あれば、要綱要領の中に。まあそういう決め方になっておるのか。

それからですね、うん、まあそれでいいです。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

その要綱まではですね確認していませんが、その県単事業の、さっきから言ってるように、うち農業確立支援事業というその事業の中でですね、その 10 パーセント以内の分担金を頂くということが決まっているそうですので、それに準じたということでした。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生委員会からご報告致します。

教育厚生委員会に付託されました議案について、審査の結果です。

付託されました議案は、議案第 27 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第 28 号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算について、歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費。議案第 30 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第 31 号、平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、でした。

去る 9 月 10 日午前 9 時より 11 時 30 分まで、常任委員全員出席の下、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。

審査の内容で主なものを報告致します。

最初に、議案第 27 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、これは本会議でも説明がありましたけど、出産育児一時金が 38 万円から 42 万円に改められるものです。これは国の健康福祉法の改定ということで、20 年度黒潮町では 21 名の該当者があり、750 万円の支払いです。それで 21 名というのは国保加入者ですので、黒潮町全体で出産した方は 56 名です。これは、国が 3 分の 2、町、国保ですね、町が 3 分の 1 の負担です。

で、この中で 1 つですね、四万十市ではこの出産一時金も 50 万になったというニュースがあるんですが、黒潮町の方ではこういう執行部の方で話し合いはありませんでしたかということについてはですね、まあ執行部の方では特にそういう意見がなくて、国に準ずるという意見だったそうです。

続きまして、議案第 28 号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これはまあ重複して表現をしているので表現の統一を行うものとして、特別運用に差し障りもありませんので制度の変更はないということで、特別な意見もありませんでした。

次に、議案第 29 号、補正予算ですが、補正予算のところをお願いします。歳出のですね、20 ページを開けてください。3 款民生費、3 項児童福祉費の 1 目児童福祉総務費の所ですが、これは歳入のところで総務の方からは説明がありましたけども、その内容について少し触れますと、これは国の追加支援対策として取られたもので、21 年度に限って取られた支援策です。全額国が補助するものですが、子育て応援特別手当としまして 1 人当たり 3 万 6,000 円、3 歳から 5 歳児全員に支給するものです。町内では 250 人分、900 万円を計上しております。この 19 節のですね、ここに載っておりますが、900 万円がっておりますが、その上の 3 節から 14 節にかんしては、この事務費です。これら全部をひっくるめて国の支援策です。

それから続きまして 21 ページですが、3 目の児童福祉施設費、15 節工事請負費の 310 万 2,000 円ですが、これは詳しくはもう言いませんけども、一番上のですね、大方中央保育所のり面崩落復旧工事です。

これは、教育厚生委員会で審議が終わりました後に、現場の視察にも行ってまいりました。ここは駐車場の北側にありまして、フェンスの向こう側のり面がこう崩落してたんですけども、駐車場はですね、ちょっとこうのり面の方に傾斜してたんですね。それで傾斜してるもんですから、大雨が降ったとき全部そのり面の方に雨が落ちていって、まあ崩落につながったと思うんです。そのフェンスの前に側溝があって、そこで受けれるような設計になってると、こういうふうにならなかつたんじゃないかなというのが、まあ見てきた私たちの意見でした。まあ設計段階で考慮すべきではなかったかという意見も見に行く前にもあったんですけども、これはもう 1 年以上、工事をしてたってますので、町の方で工事をするということで 80 万円計上されております。あと細かい点は、もう本会議で言いましたので省きます。

4 款衛生費に移ります。21 ページ、同じく。4 款衛生費の 2 目保健事業費、13 節の委託料ですね。これもですね、総務の歳入の方でありましたけども、国の追加支援策として 142 万 1,000 円、子宮がんと乳がんの、これは補助ですが、これは子宮がん、乳がんですね、子宮がんの方は 20 歳から 40 歳、これ細かいことはありましたけど、20 歳、25 歳、30 歳と、これ 5 年置きでですね補助がある。乳がんについては 40 歳から 60 歳で補助がある。実際、もう先に受けてる方もおいでるし、それから、あなた方に補助が無料でありますよということを知らない方ももちろん、知らない方がほとんどだと思うんですけど、そういう方に通知をするいうことも非常に事務的には煩雑になって大変だったと、そういうふうに説明を受けました。

続きまして、6 目の環境衛生費、繰出金の 32 万 6,000 円ですが、これもですね、先ほど水道会計の方で説明がありましたが、浮津海水浴場の施設替えで消火栓を設置するということで、消火栓は水道会計じゃなくて一般会計から出されますので、その分がここに計上されております。

次のページ、22 ページ開けてください。3 目し尿処理費ですが、13 節委託料の 600 万ですけど、これはタンクのしゅんせつ清掃ですね。タンクも、これ 10 年間で初めての清掃だそうですけども、処理してもどうしても処理し切れないものがずっと残っているので、今回初めてこれをしゅんせつ清掃したものです。それが 600 万です。

それから 15 節ですが、工事請負費 1,300 万。これは本会議でも説明ありましたけど、この処理場のですね一番心臓部に当たるような、まあ監視するシステムですが、それがもう老朽化をしたので、まだ今のところ壊れてないんですけども、もし故障なんかをしますと、パソコンもですねマイクロソフトで古いので、全部取り換えてウィンドウズ XP にしたいということで、パソコンも古いので故障した場合にはなかなか部品も見つけにくいということもありまして、故障したら大変ですので、今回全部をですね更新するということで 1,300 万挙げられております。

次はですね、10 款の方に入りますね。27 ページをお願いします。

27 ページ、10 款教育費ですが、ここの 8 節の報償費 10 万 3,000 円挙がっております。これは学校給食検討委員会の報償費ですが、小学校の給食の検討委員会です。新しいメンバー 17 名を用意しまして、10 月ごろから始めたいということです。

28 ページをお願いします。1 目学校管理費の 13 節委託料ですが、1,321 万 6,000 円。これは三浦小学校の地質調査です。三浦小学校の建て替えはもう決まりましたけども、これおんなじ、今建っている所にまた建てるんだそうです。で、今建ってる所はまあ不同沈下ということで大変問題がありましたけど、そこを、まあ現地調査をしてですね、ボーリング 11 力所をして、安全かどうか、安定した場所をこう探してやるということで委託をしております。

その下の需用費 29 万 3,000 円の修繕料ですけど、これはですね、大方中学校テニスコートと、その校舎の間に側溝がありまして、そこはふたがないんだそうです。それで、危険なので鉄板でふたをする。そういうことでした。

これで、29 を終わります。

続きまして、議案第 30 号ですが、黄色い表紙の所ですね。平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてです。これは清算によるものでして、費用額が算定されまして、今回この金額が減額されたということで、特別な意見はありませんでした。

続きまして、次、議案 31 号にいきます。平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、介護保険の件ですが、これも国の清算したものでけども、この中でですね 1 つ。9 ページを開けてください。一般管理費としまして、負担金補助及び交付金 3,165 万円ついておりますが、これはですね、認知症の方のグループホームを大方の方につくるんだそうです。場所はですね出口で、旧三浦小学校があった所だそうです。9 人の方が入れる予定で、入れる方は町内の人のみと。で、事業者は椿の木福祉会という所で、竹本病院の経営だそうです。これは国からの 2 分の 1 の補助で、トンネル予算です。

で、このときですね、まあ大方にはこういうグループホームがまだほかにもあるけども、佐賀はないので、佐賀の方にできないんだろうかという声もあったんですが、こういう事業がありますよというふうにいって手を挙げたのが、まあ佐賀の方にはなかったと、佐賀でやるという所がなかったので、今回まあ出口の方にできるという説明でした。

まだありましたかね、これで終わりですね。

以上、教育厚生委員会に付託されました全議案は、全会一致で可決されるものと決しました。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

21ページの、児童福祉施設の。

（教育厚生常任委員長より「何ページですか、すいません」との発言あり）

（下村議員より「補正予算やろ」との発言あり）

（教育厚生常任委員長より「何号です」との発言あり）

21ページ、補正予算の。

（教育厚生常任委員長より「補正予算ですか」との発言あり）

はい。

児童福祉費、報告がありました中央保育園の、こののり面の崩落なんですが、これ設計どおりに実施をされたのか。それから、設計どおりでなかったとすれば、これまあ業者責任なんで、その点、ちょっと気になりましたので、そこらあたりどうなのか。まあ設計どおりでやられておれば、結局これ設計ミスで、うちが当然補償をしなきゃならんということになります。そこらあたりはつきり詳しい内容を、どんな審議されたか、お願ひします。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

これは、設計どおりにやられたそうです。それで、設計した段階では、そういうふうには傾斜がですね、のり面の方に行くような設計じゃなくて、手前の方に側溝があるんですけど、こちらの方に斜面というか、それをつくった設計だったそうです。ほいで、手前の方には一応落ちるんですけども、仕上がってたらですね、これは私の考えですけど、仕上がってたら少しちちらの方に傾斜があったんじゃないかなと思うんです。だから設計ではですね、最初からそういうふうになっておりましたそうです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

田辺君。

4番（田辺 守君）

10款教育費ですが、ページは28ページですね、13節の委託料ですが、この三浦小学校の校舎建て替えはまあ決まっておるわけですが、この地質の調査および地盤対策設計委託。まあこの分を、委員長、現在建っている所へ建てるというような報告でしたが、そのほか別の所にですね、まあ今の小学校の敷地内のグラウンドの隅とか、あと、そういうふうな意見は出ませんでしたか。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

今、建ってるところは今の校舎内ですので、まあグラウンドになるかどうか、まあそのへんはずっとボーリングしてですね、危険でない所を探すんだと思うんですけど、今、三浦小学校のある別の所を探すとなつたら、大変場所もないし、時間もないというので、今の校舎の、校庭も含めてですね、そこをボーリングして

安全な所を探すと、そういう説明を受けましたけど。

(田辺議員より「はい、分かりました」との発言あり)

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

議案の30号ですが、特別な意見はなしということでございましたが、その国保の8ページ見よったら、この財政調整基金繰入金とあるんですが、私、一般質問で確か町長答弁はね、一般会計からの繰り入れはもうせん言われたけんど、それはできんというような答弁じゃったかなあと思うとるんです。

で、ただ私は、入れることに反対じゃないんですよ。一般会計からも、まあ繰り入れてやるべきであろうというふうに、というがは3,800世帯ですね、黒潮町の国保、加入しておる世帯というのは3,800ちょっと、ぐらいやったかな、3,800はあるんですよ。で、その中で。

この財政調整基金を繰り入れることについて、別に反対するわけではありません。が、町長は何か一般会計を使うことはできないとかいうような意味の答弁があったと思ったんで、おやっと思うて、まあ質問しゆうわけですが。委員長に言うがで、ちょっとこれ気の毒なかなあ思うては言っておるんですが。

国保の財調基金があるんですね、国保には。で、それを使わずに、ここでいう財調基金、これは多分一般会計やと思うんですが、それを持ってきておると。そのへんがちょっと私にやあ整理の仕方が分からぬもんで、

それで、委員会の中でこのことについては何らの話がなかったのか、ということについてお聞きします。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

すいません。委員会の方では、今、矢野議員の質問されたようなことは一切ありませんでしたので、もう議論もされておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

皆さんのお手元に配布しております、門田仁和子さんから提出されました、議員提出議案第45号、地方自治の継続性を守るために予算執行を求める意見書の提出について、があると思いますが、この、開いていただきまして文章の中で、下から6行目の、景気低入れ、ていいれ、と、ひくいれというふうになっておると思うますが、この文字を、「」(がんだれ)の底に訂正するようお願い致します。よろしいでしょうか。

低いという字を、底という字に。人、にんべんになってますよね、低いですから。よろしいでしょうか。

(議場より何事か言う者あり)

底、底という字。よろしいでしょうか。

はい。直していただきましたでしょうか。

(議場より「はい」という発言あり)

それでは、この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 11時 52分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

初めに、議案第25号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号、平成21年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

29号議案に対して、反対を行います。

ご承知のように、今、財政運営については、特に今の経済状況の下でいろいろと心配をし、疑問を抱いてきたところですが、まあシミュレーションでは、大体75億までの財政規模を大体基本として、それに基づいた財政運営を行う努力をしてきたと思うんです。しかし、近年、今の不況の中で自主財源の伸びというのがあります少なくなっておる。今、自主財源の乏しい中で、まあ、ただ財政規模だけが膨らんできている。まあ積み残された事業がたくさんあるわけですが、予想される、いわゆるその大型事業の中で、常に、まあ家庭で買い物をするとすれば、高い買い物ばかりやっているような状況で、まあ金を借りて融通がつくから、何でもかんでも借りて今の時点でやっちょけという。

しかし、現在では構わないけれども、近い将来その付けが必ず回ってくる。今のこの75億が基準ということでありながら、既に93億。さらに今度、ケーブルテレビの借り入れ、公債費が必ずそれに伴うて、まあ上積みをされる。あるいは、この校舎の移転に伴うところのかなりな財政負担。そういうものが次から次へとめじろ押しに、まあ膨らんでくるわけ。まあ中学校、小学校、学校関係、教育施設の関係の中でも、これらに対する耐震補強という取り組みもまだ大変遅れている。どうしてもやらなきやあならない、取り組まなければならぬ事業を積み残しながら、余分にですね、ケーブルテレビのような形でぜいたくな、そういった、やらなくて

も整う。恐らく私は、費用対効果ということを、町長、再三口に、今回も一般質問の中で、答弁する中で費用対効果ということを言っておりますけれども。このケーブルテレビなどについては、ご承知のように約2億の支出が既に組まれて、1億1千なんば数百万のまあ起債が一挙に膨らむ。

そういう状況の中で対象となる皆さん、これに、ケーブルテレビに加入してくる皆さんというのは、恐らくわずかな方々だろうと思います。そういう少数の方々のために、まあ16億も金を出して、そらあまあ国からもかなりな補助金があるようですが、そういった、国から補助金があるから、ただできるがやからという、後々これにもし赤字が出た場合には、一般会計からの補てんもしなきやならない。そういう見通しをきちっと立てた内容の中で財政運営をしていくのであるならば、まあ危惧（きぐ）することもなかろうと思うんですが、今の状況ではどうしても、この健全な財政運営については非常に疑問がある。

だから、そういう観点からは今度の補正予算についても、もっと慎重に財政運営について、健全な財政運営を見越した内容の取り組みをいうのをまあ希望して、今回の補正予算に対して反対を致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

私も今回の補正予算には反対致します。

というのは、確かに今まで国からお金が来るということは、自分らあに何かというか、地方は喜んで使った。が、その結果が、どうにもならん借金、負債。結果として、公債比率がどんどんどんどん上がるようになる。それで、まあ今回、まあ政権がまあ代わったということで、政権の方針としては無駄な部分は削るということ言っておるし、前回のあの補正の15兆も取り戻すと、総額として取り戻すというような話がある中で、それでまたまといいますかね、先日、町長も、良い起債であっても借金は借金やという発言があったと思うがです。そういう考え方をしたらね、この予算を認めるわけにはいかんがです。

そういうことで、私は反対です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号、平成21年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号、平成21年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第31号の討論を終わります。

次に、議案第32号、平成21年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第35号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

まず、この議案について、委員会では継続性を尊重するというようなお話を、これを可決するということでありましたが、私、これ考えますに、この事案はその佐賀町時代の、まあ贈収賄のその事件に関係をして起こっていると。で、まあ今回のその事態に至ったその経緯の中に、いわばなれ合いになってきたその業者と、まあ行政側のある職員との関係の中で、で、まあその課長さんが口約束をしたことによって、まあ業者もそれに向かってですね、その口約束の中でそれを実行した。まずここにも1つ問題はあると思う。

それから、そのときの、まあ課長さんのその背任行為的なものに対するその責任は、あの時点で今の幹部職、町長以下、副町長までが十分な僕は制裁は受けて、それでその責任は取ったものとして考えています。

で、まあ今回の、まあ、この裁判に至るところのことなんですが、まず訴えたその相手側が今回はその訴状を取り下げて和解をしたいという話があり、それでそれを受けてですね、こちら町側も、じゃあこれは和解をしましょうという形で至っているものであって、それについて町側があえてまたこの条例によって、その減給のための条例を出すことは非常に矛盾を感じます。

で、自己の中のその理解では、その和解文書の中のその深謝というこの一言に対して、で、業者側もその深謝のまあ意を受けて、て、これはもう和解をしたいというような話でありますので、あえてここにこういった形の条例のものはやはりおかしい。で、矛盾を感じます。

で、これはまあ仮定の話となってしまいますけど、もしもこれが和解をせずに、このままこの裁判が継続をされて、で、しかもその役場側が勝訴した場合に、この行政はそのときどういう判断をされるのかということを考えれば、なおさら私としてはおかしい感じがします。

で、勝っても、やっぱりこういうところでですね、あの条例を出してくるのかどうか、そこらへんも踏まえてですね、今回のこの条例の出し方には非常に矛盾も感じますし、自分の中で違和感も非常に感じるので、この議案については反対をするものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

田辺君。

4番（田辺 守君）

この議案第35号ですが、先ほど下村議員の意見と同じではあります、自分なりにですね、今回この訴訟ということになったわけですが、この中身の説明はですね、まあ町が、当時旧佐賀町の時分ですが、平板測量を広範囲に発注したか。また、その用地測量を発注したかに。

しかし、旧佐賀町ではこの件にかんする、助役、町長までの決済や、予算と契約書もなく、法的にも、一般的にも、このようなことはできるものではなかったわけでございます。だから、発注をしていないというふうに、まあ説明をもらっております。

また、この事案の根元にはですね、平成18年の10月ごろ、この職員が収賄容疑で逮捕された。その分におきまして、平成18年の11月、下村町長、澳本本庁、まあその時分には担当助役、減給10パーセント1カ月、また、佐賀の山本地域担当助役は、減給10パーセント2カ月、いう部分において引責の管理監督責任を取って、こういう処分を受けられている。この事件の根元はそっから始まっておったという分であります。あとは下村議員の発言と同じであります。

よって、この議案第35号については反対です。

以上です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

この35に対して委員会の方のあれでございましたが、私は、これは、先のいわゆる減俸処分は、いわゆる職員の車をもらったとかいうような事件においてのあれでありまして、根底はつながっておるかもしれませんけど、今回のこの処置は全く違う訴訟問題に対しての、いわゆる監督不行き届きということでの処分だというように受け取っておりますので、いろいろな問題でその底がつながっちゃうというような考え方やなくって、1つの事件はもうあれで解決しております。これは新たに起こったこういう問題として、その問題でも、いわゆる一定限そういうことがあつただろうというような認め方をしての陳謝が入っておりますので、それに対する、このことに対しての裁判の中での、いわゆる、まあ辞めておらんでしょうけど、その当時の監督不行き届き、いわゆる部下に対する監督不行き届きということでの処分だということで、私はこの原案に対して賛成を致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

私は、この議案に対して町長が説明をしたときに、道義的な責任があるからという発言があったように思うがです。それで、もしその発言があったとしたら、私は反対のがです。

というのは、道義的責任で今の議案が出てきょると。私はね、道義的な責任の問題やないと思うがです。現実に予算、裁判のための、訴訟のための出費が町からあっちょるわけですかね。そのことに対する責任と私は考えるわけです。

そうしたら、道義的な責任で今の議案の処罰という考え方やったら、私は道義的やないと。これは、町長、執行部の責任やという考えをするから、この議案の1カ月幾らとかいうがには反対で、2カ月とか、もっと額

増やすとかいうことにせんといかんと思うから、私は反対です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

まあ、この件につきましては、まあいろいろな考え方があると思いますが、議案の形としてですね、やっぱり自分の非をですね表すということは、なかなか議会で、特に執行部に対してね、執行部が自らが出した議案について議会が、それは軽い重たいいうがなかなか判断がつきにくい。

ただ、こういう事件があったという、事案があったという事実はあるわけで、その訴訟の結果が勝ち負け、そら負けてるから重い、勝ったから軽いという事例ではないであろうし、そのこと自体、こういうことを起こしてしまったということを執行部が反省して、自分たちで自分の身を処したこの議案ですので、それは、私としては尊重すべきであろうと、最終的には。

その、重い、軽いというのはまた推し量るもんがいろいろございますので、それはいろいろあると思いますが、ただ、そういう意思を出したということ、町長以下三役がね、そういう意思を出したということは尊重すべきではないかということで賛成をします。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ、この問題は、まあ旧佐賀とかいう理念のまあ事件じゃないわけです。合併してから、その継続事業の、いうたら設計の発注元に原因があったわけやから。ほんで、旧佐賀のことをずっとひこすってきちょうというような議論はおかしいと思うが。合併してからの事件やから。

ほんで、それと。まあ前、職員が収賄してやらしたき、それで取っちょうきに、まあそれで一連の事件じゃという発想はあるけれども。このコンサルタントの、いうたら事件が、指名を外されて、そこに業者が、いうたらまあ行政と設計士の今までの関連のいきさつからいうたら矛盾があるから訴えられたわけよ、ね。

ほやきに、そういうことについて、いうたら訴えられたら費用が掛かるわけ。まあ百何十万か何万かこの裁判には、いうたら一般会計から、財源に損失を掛けちゅうわけやき。やき、その損失に対しての執行部の責任として1ヶ月の減俸をしたいということやから、そら結構なことよ。

それをね、減俸すべきやないとか、うんぬんじや言う。いうたら我々が、町民に損失を掛けた執行体制に対して、ね、減俸の議案をいうたら反対じやいう話にやならんわけ。そこらあたり十分我々というても、いうたら町民の監視役として、私は正当な減俸の条例での提案の仕方じや思う、代表として。

もともとは、何年も前から佐賀ではそういうことぐすぶっておったということは百も承知しちょう。だけど、それを引っ張ってきて、黒潮町と合併した折の当初の設計委託に対して、指名から外したことについて問題がある。相手に十分指導なり、理解を求めるような話をせんずつに外した。

それはね、僕はずうっとまあ相手方ともいろいろの事情を聞いて、この議案が出てから、やるけれども。僕はこれ絶対に、いうたら自治体で負けるという思いが、当初、訴えられた折に感じたんですわ。ほんで、当初、基本計画の中で14億近くの事業費が出ちよういうて、まだ合併する前にね、聞いておった。

ほいで、ほいたら設計、そのが外して新たな設計委託して、ほいたら何億の差があった。なんばしないんですよ。継続性の設計、いうたら基本計画、今ケーブルテレビやりようと一緒ですわ。基本計画というものを最初書かんと、ね、実施計画が立てれんわけやから。その部分的なところで、途中で切るから、相手はいうたら損害を被つたいうて訴訟。これ当たり前の話なんです。ね。私は、この原案についてはやね、照男さんじゃないけんど1ヶ月ぐらいじゃったら生ぬるしい。そういうことがあるからだけた、癒着があるからだけたという感情でやっておる。ね。ほいたらその折に、その当事者も課長でおったはずなんです。

そういう、まあ一連の事件のことなんですね、これは、私は1ヶ月ぐらいじゃったらまだしよいわ。いうたらもう町民請求いうたらやね、百何十万というて請求されたらね、当然出さないかんなる。原点、出発が間違うちようやこれ、権力。指名、入札権を発注する側に大きな問題がある。だからわしはこの提案された理由に、行政というものはね、感情やね、怒りでやるもんじゃない。公平に見てこれが正しい、これは間違うちようとなら間違うちようなりの理由、説明して、ね。聞いてもらうなり、きっちとそこで発注までにね、通知するまでに説明しちよかないかん。理由がないといえばそれまでやけれども、これずうっともう全部知ってるんですわ。訴訟したから刑事が入って、いうたら職員がいうたら事情聴取会うたん。そのコンサルタントが、いうたら設計屋が訴訟してなかつたらね、そういう、いうたら事件は起きてなかつた。よしやっちゃん、よし合意しちゃうという内部にね、そういうものが、外部か内部か知らんけれども、そういう環境をこえてきた執行部の責任としてね、私はこの原案については賛成致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まず整理をして問題点を分析を致しますと、まず1つはこれ、この裁判のこの問題については、議会には予算を組んで編成をして、まあこういう形で事業をやるんだと、こういう設計を、一応何年間の設計を作るんだ。まあこれは、少なくとも議会の議決をもって承認をしなきゃならない。そのしなきゃならないものを一課長と一業者で、ゆくゆくはこういうことも必要になるので、まあこれもやっちょっとくれますかというような内々の話で、この事業を進めてきていたように思うんです。だから、こういう課長の単独の考え方で事業を突っ走ってやるという、これは執行部のまづ部下に対する管理監督の責任問題、これは当初、もうそれによって一応処分を自ら行ったわけ。

もう一つの問題は、明らかに違法な行為。まあ業者と、まあ既に問題になった収賄の、贈賄の問題にもかかわってきたという業者を、指名の中に入れるということはあってはならんことなんです。そういう業者であるならば、もちろんこの指名から外すのが筋道。だから、それを当然やつたために、まあ業者は以前のそういう取り組みがあったにもかかわらずということであるけれども、残念ながら行政の立場というのは、そこまできつとしたまあ制度の、きっちと法律に基づいて、行政の基本というのを貫いていかなければならない責任がある。その責任に基づいて、まあ業者を外し、そして新たにまあその設計の予算をまあ組んだといきさつの中でね、指名から外したことの不満に対して、一応不満で訴えられた。

このことについても一応、まあ私はなぜ執行部が、執行部にも、町の方にもやっぱし行政上の責任があるという、どこでそんな解釈をしたのか。たとえ和解であろうと執行部の責任というのは、これは全く私はあり得ないと思う。だから裁判に対して、それを受けた場合についても、それは別に問題としてとらえてはなかつたんです。なんで断りをしなきゃならない。その点が、今もこの今回の議案に対して疑問を抱いているところなんです。

もう一つ厳しく注文をしますけれども、今後、課長が単独でいろいろな話し合いを業者とこうつながったね、話し合いをするという、これは厳しい目を、監視の目を光らしておらんきやならない。公私混同大いに結構というようなことをね、課長はともかくとして平の職員がそんなことを、高知新聞の記者とこう会談を。こんなことは許される問題じゃない。だから、今後もそういうことが起きるんじゃない、勝手なことが。これは管理監督の責任問題として、この問題もひとつの教訓としてやっぱしきっちつね、管理責任、管理者の責任はきっちと持ってもらわなきゃん。

そういう点で、私はこの議案に対して、まあ一応反対をさせていただきます。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

私は、この議案に賛成致します。

理由はですね、訴訟を起こされたということで、いわゆる町長が政治責任を取りたい。また、けじめを取りたいということでございますので、私は憲法を守る立場から、憲法第93条の2項、町長の権限と責任の中に、法定解釈では、町長は我が身を過料をもって処すということがうたわれております。これは誰人たりとも侵すことはできない。たとえ議決をしても無効であります。

そのことを考えると、あくまでも町長は、いわゆる政治的責任と決着をつけたいということであると思いますので、私は町長のこの行為は正当と思いますので賛成を致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第35号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご注意願います。

初めに、議案第25号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第25号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第26号、黒潮町分担金賦課徵収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第36号の入野漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長。

町長（下村正直君）

それでは、議案第36号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結についての提案理由の説明を致します。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、係る工事について請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

工事の目的は、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事。工事番号、平成21年度漁地域第1ハイフン1号。契約の方法、指名競争入札。契約金額、3億1,500万円。契約の相手方、高知市仁井田1625番地2、大旺新洋株式会社高知土木本店、本店長、隱岐敬一。

以上です。

なお、資料1と致しまして、入札内容等々の資料を添付しておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第36号の入野漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まず、この工事のこの延長ですが、これまあ、これまだ伸ばすあれがあるのかどうか。

それと、これまでまあ蓄養施設、モジャコのその飼う施設の所の潮が、工事の潮抜きいうか、まあ潮換わりの穴をくったわけですが、結局その効用というのは、まあどういう状況になっておるのかいうが、水が、本当に潮が換わっているのかどうかですが、まあかなり潮がその穴から入ってきて、かなりこう小割を傷めるとかいうようなことは聞いておりますけれども。せっかく抜いた所へのまあ潮の勢いが、今度またこれ伸ばすことによって、まあまた、穴をもう1つまたくらいいかんようになるというようなことが起きるんじゃないかな。

まあ今の段階でも、恐らくどうっと入ってきても、その口の潮だけが換わるだけで、奥まで潮が決して入れ替わるというようなことはないと思う。しかしどうあれ、そこに潮換わりをつけることによって、まあ一定のその効果はあるのかどうかは分かりませんが、それを今度沖へまた延長することによって、潮の変わり目が全然勢いを止めてしまうという状況は必ず起こってくると思うんですが、そこらあたりどんなに考えておるの。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

竹下議員の質問にお答えさせていただきます。

延長を今後伸ばす計画はあるのかということですけれども、当初、計画時においてはですね、この入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の当初計画の段階では、計画平面図のとおりですね、先に、今の赤い部分がです

ね今回発注部分ですけれども、その先にちらと、その絵がありますけれども、この部分 25 メーターはですね、この国の重点施策地区の絞り込みの中でですね拠点漁港から外された関係もあってですね、本年度 21 年度でこの赤の部分までの延長で、この水産基盤についてはですね終わりです。

それから、潮抜きによって小割を傷めるということですけれども、その先の予算説明の中でちらと説明さしてもらいましたけれども、まあ東防波堤においての海水交換の施設のことですけれども、これについてはですね、当初の計画に基づいた形の中で、そういう個所付けいうか、そういう決定もしておりますので、まあその小割を傷めるというか、波の強弱いうもんはですね気象によって大いに違いますので、まあそこらへんは一定その今後の状況を見ないと判断できませんけれども、当然、波が荒れたときはですね、えらいし、穏やかなときには弱いというような状況になると思います。

それと、小割ですけれども、そのケーソンをですね、東防波堤からですね再利用して沖防波堤に持ってくる分ですけれども、これをこの前のそのモジャコの小割のときにはですね、その内港いいますか、その港の中に仮置きしちょったもんで、その方にまあ近づけるようなことできませんでしたので、まあ一定その海水交換施設の方へ寄つちよったというようなこともありますので、そこらへんはまあ今後はですね、そのケーソンもなくなりますので、もうちょっと沖の方へ寄れるというような状況になろうと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ潮が換わらないからということで穴をくって、そこへ潮を入れるようにした。今度ら潮が入ってきだしたら、その内側の小割が揺れていいろいろな、まあ被害が考えられるというようなことで、今度らまた沖の堤防をやる。今度ら、今度は水が換わらんようになって、今度はまた酸素酸欠状態になって、また被害が出るいうようなことが起きるんじゃないかというのが私の心配なんです。

だから、穴を抜いてくれというけん、潮が換わりが悪いから、酸欠が起きるから穴を抜いてくれ言う。ほんで穴を抜いた。ほんなら、どうもその潮のあんまり換わりがえらすぎるということだろうと思うんですが、そういうことで今度は沖へ堤防。囲や囲うほど潮の換わりが悪くなるのは、こらあ必然的に起ころんですよ。その内容をきちっとまあ、そういうことはありませんという説明をしてもらわんと、ちょっと納得がいかんんです。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

ただ今の竹下議員の質問ですけれども、まあ東防波堤との絡みのこと、ご質問のようですけれども、今回のですね、この入札についてはですね、沖防波堤のまあ計画に基づいた工事ですので、それによっての入札にかんしての工事ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

じゃあ、沖防のそのあれば分かっちょらあえ、このこういう工事の内容は。その沖防の工事をについて、その沖防の工事をすることの内容は分かっておるけれども、まあこれを出すことによってまた、今度らまた、中の

潮の交換が悪いなる。沖の波を殺せば、今度らこの港湾内の内港のその内側のその、まあ小割をつくりようまあ港の中の潮換わりが悪くなる。そいたらまた、今度ら大旺建設にまた、これはまた、ほいたらまたほかへちよっと穴なんかこしらえてやらないかんかいうようなことが起きるんじやないか。金をなんぼ入れても、これはもういたちごっこになる。

だから、そこらあたりをきちとを考えた施工というものを、港湾の建設というものを考えていかんとやね、こらあ大変なことになると思うんですが、そういうことはあり得ないと、今後はありませんといふことが言えますか。それだけまあお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

海水交換の位置ですけれども、これはですね、その当初の計画に基づいた形で、先ほども申しましたけれども、位置決定をですね、コンサルに委託した中で決定しておりますので、今回伸ばしたからといって、それが変わるものではないと僕は考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10番（森治史君）

すいません。この港の工事というのは、なかなか始まつたら終わりがないというようにいろいろと聞いておりますが、大体これ、まあ前にも何かその説明はあったとは思います。で、私の方がそれを忘れちうかもしませんけど、これ、完成年度というような予定、まあ、もう済むかなあ思うたら、こうやってまた工事が始まる。そうしようしたらまたいうて、こうやって毎年まあこの程度ぐらいの、今回の予算ぐらいのものが港へ入っていってます。

こらまあ港を良くしていくことですので、いけないというがじゃないんですけど、一応、完成めどとかというような年数、年度の予定は定まっちょうがでしょうか。まあ何か毎年毎年工事があるけん、いつになつたら終わるがかなというような感じで見てますんですが、完成予定とか、まあ問う方が難しいかもしれません。何やつたか、港の工事には終わりがないような言う方もおいでますので、あれですけど。

まあ一応のめどとして、何年ぐらいでこの工事の完成があるものかをお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

この入野漁港につきましては、この改良的なですね新設とか、改良的な分野は、今年度のこの沖防をもつてですね、その先ほども言われたようにですね、拠点漁港から外された関係もあってですね、整備期間2年短縮されましたので、終わりと僕は思っておりますけれども、今後、ストックマネジメント等の調査によりまして、位置的なですね、今後修繕とか、その施設自体の維持的な工事はですね、今後当然その調査等にも基づくことになるかもしれませんし、また災害等によることになるかもしれませんけど、そういう工事はですね今後も発生すると思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

ちょっとと聞き取りにくかったのですが、本体工事としては今年で終わる予定と、21年度で終わりと。

ほいて後に、まあいろんな設備の修繕とか、補修工事とか。まあ災害が起これば、そら災害は当然補修工事が入ることは分かっておりますので、そういうことですので、まあ一応本体工事としては今年で終了ということですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

東防のその海水交換とですね、沖防についてとかいう分野、こういう新設の分野については、21年度で完了。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

大西君。

17番（大西章一君）

僕も、大体今年で終わるという声を聞いてたように思うて、まあ質問しようと思うたんですが。

この図面を見るとですね、何かもう1年やらんと残ってるような気がするのですが、これ、今年でもう終わりになるですか。図面から見ると、何かまだちょっとこう予定のとこが残ってるような感じがするのですがね。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

ただ今の大西議員の質問にお答えさしていただきます。

先ほどからですね、説明はしようつもりですけれども、分かりぬくいということじゃと思いますけれども、その当初の14年から始まってきておりますけれども、その当時の計画としてはですね、この平面図にあるような延長あと25メーターはあなた伸びる計画でありましたけれども、この事業の計画後ですね、国のその重点施策地区の絞り込み。これによってですね、入野漁港がですね拠点漁港から外されたということで、整備期間もですね2年短縮されまして、平成21年度で完了せよということになりましたので、この25メーターはもうできないと、国の補助金はつかないということです。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

ちょっとと今度は質問が変わりますけど、蓄養のところで穴開けましたよね。いろいろその地区の人聞くと、波が高いと、もうまともでどうもならんと、小割を移動ささないかんというような声を聞いておりますが。

それに対してよね、まあ工事をするのかしないのか、その沖側に波よけみたいなのを。

それはどうですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

その件についてはですね、今回のその議案とちょっと違いますので、まあ係の方からちらとそういう声もあ

るというふうに聞いておりますけれども、今後ですね、その要望の中身等を聞いてですね、まあ考えないかん
とこもありますけれども、まあ今回この議案からは、ずれておりますので許してください。

以上です。

(議場より「議事進行」との発言あり)

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

この参考資料を見せていただくと、断面図、計画平面図、標準断面図いう図面が、まああるのですが。これ
字がこもうてね、分からんし。

それともう1つ、単純にこの断面図を見ると、ねずみ色の部分、それから緑色の部分。ほんで、この緑色の
部分が9月補正の計上分ということになって、それで赤色のがが今回の議案やと思うがですが、そうしたら、ま
あ隣に専門の山本君がおいでるき聞いたらえいがですけど、この赤色をやらざったら緑の9月のがができん
いうようなことで。

この議案の予算での赤色のがをやって、その上へ9月補正の工事をやるように、まあ自分らあには分から
んがですけど、この図面の説明をいただきたい思うがです。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

まず、ねずみ色の部分ですけれども、これが現在の既設の部分です。

それから赤色の部分がですね、縦断図の部分で説明さしてもらいますけれども、赤色の部分が今発注を、
この今の議案に載っている発注部分です。

それから、その9月補正、今回提案さしてもうちりますけれども、その部分が緑ということで、その
緑の部分はですね、天場部分の方に消波ブロックをですね、100トンのもんを29個やったかな、補正さしても
ろうちりますけれども、それによって21年度完成としたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、自分お聞きしたいのはね、自分らその専門的なこと、図面見る専門の知識がないもんで分からんがで
すが、ねずみ色の部分に赤があって、その上に緑が乗っちょわけよね。ということは、赤を先やるがやつたら、
その9月の補正の部分がまあ分かるがです。けんどもう9月の補正はもう先に決めとうね、補正の部分は、
一般会計で。

けんど先決めても、赤の工事をやらんことには上乗っていかん思うがですけど、そこらが自分らにはこの
図面では分からんき、説明をしてほしいいうがです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明確に答弁致します。

赤の部分はですね、今回、契約の締結の議決を今いただこうとしておる所です。契約しておりますので、工

事を進めていくということになります。

そして、このたびの議会に新しく追加に提案させていただいた9月補正分によってですね、この工事を並行か、まあ後か、同時に進めていくということになります。

(議場より何事か言う者あり)

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

この、今回という契約書いてる分ですよね、これは6月か何かで議決採った分の、今回契約になったということでしょうか。この今回の契約部分いうことが載っちょ部分がよね、今回じゃなくって6月あたりで議決もろうた分の、これは契約ができるということでの説明なら分かるがですけど。

やけん、今回も言うように、9月の補正が上へ載って、今回の契約が下へ載ったがじゃあ、私らもその意味が分からんなるがですけど、この赤い部分は既に議決された分の予算で今回入札が通ったから、この入札を認めてくださいということながでしょうか。

(議場より「そうそう」との発言あり)

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この赤い部分はですね、当然、既決予算というか当初予算で組んでます。

それでですね、その赤い部分は今回の発注した部分ですので、これについて審議をいただいております。

それから緑の部分はですね、補正予算で計上されて審議していただいておりますので、これについてはですね、町長が言わされたように、まあ並行的になるのか、後になるのか分かりませんけれども、これについては予算審議のときにですね、100トンの消波ブロックじゃという説明もさしていただきましたけれども、これについては制作からやっていかないかもしれませんので、そういう分野も含めてですね、この赤い部分の後になるか並行かという部分です。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第36号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

議案第36号の入野漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結についてを討論します。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 36 号の入野漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議員提出議案第 45 号、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について、議員提出議案第 46 号、新過疎法制定を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

なお、提案説明者は意見書を簡潔に要約して提案をしてください。

提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第 45 号、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書についての提案者、門田仁和子さん。

11 番（門田仁和子さん）

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書です。

皆さんのお手元にあると思いますが、新政権が誕生致しました。新政権によって、前の方に書いておりますが、経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報周知が済んでいる地方自治体にとって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与える、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転ずる兆しが出てきた日本経済に悪い影響を及ぼしかねない恐れがあります。そういう意味です。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。平成 21 年 9 月 17 日、黒潮町議会議長小永正裕。

内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣原口一博様、財務大臣藤井裕久様。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 45 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 45 号、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、門田仁和子さんに対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 46 号、新過疎法制定を求める意見書の提出についての提案者、西村将伸君。

5番（西村将伸君）

それでは、過日より議案45号、先ほどの門田議員の案とともにですね、本議案は事務局より各議員に配布されておりますので、内容は十分ご理解されているものとして要約し、議案説明を致します。

議員提出議案第46号、新過疎法制定を求める意見書案。1、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、引き続き総合的な過疎対策が講じられるよう、新たな過疎対策法を制定すること。2、新たな法律の制定に当たっては、過疎地域の疲弊した実態を踏まえ、一部過疎、見なし過疎の継続を含め、現行過疎地域を引き続き過疎地域の指定対象とすること。3、過疎地域に安定して住み続けることができるよう、産業の振興と、生活交通、情報基盤、医療体制といった生活基盤の確保を図るための財源措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、以下8名の関係閣僚あてに、黒潮町議会議長、小永正裕名で意見書を提出するものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第46号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第46号、新過疎法制定を求める意見書の提出について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、西村将伸君に対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第45号、地方自治の継続性を守るために予算執行を求める意見書について討論を行ないます。

討論はありませんか。

反対討論から。

明神照男君。

18番（明神照男君）

私はこの意見書につきましては、先ほど提案者にお聞きしようと思いよったがでしたけれど、隣の山本君が、なし言う声があんまりふとかったもんで、それを聞いて、まあ賛成か反対かをと思いよったところで。

ほんで、確かにおっしゃるように、これ止められたら大変地方自治体は困ると思います。が、今困ることを大事にするか、これを執行して後からの借金を返すがを、ときに困るがをいうたら、私はやっぱあから借金を返すことないようにせないかんという考え方をしちょるもんで、申し訳ないけど反対です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第46号、新過疎法制定を求める意見書の提出についての討論を行ないます。

討論はありませんか。

反対討論から。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第45号、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第46号、新過疎法制定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査について議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付致しました申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本議会、今日で閉会になりますが、大変長い時間、皆さんにはご苦労でございました。

なお、追加提案も含めまして、12個の議案をほぼ原案どおりご決定をいただきまして、ありがとうございます。

このたびの議会で、一般質問等を通じて受けました数々のご指摘、またご提案等々につきまして、真摯（しんし）に受け止めて、今後の町政執行に生かしてまいりたいというふうに存じております。

皆さまには、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げまして終わりと致します。

ありがとうございます。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成21年9月第23回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 43分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小永正裕
署名議員 及木あや
署名議員 矢野昭三